

各務原市
こ ども の み ら い 応 援 プ ラ ン
＜各務原市こども計画＞
案

令和7年2月

各務原市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 国におけるこども・若者政策の状況	6
第2章 各務原市のこども・若者等を取り巻く現状	7
1 統計からみる現状	8
2 各種アンケート調査からみる現状	10
3 高校生×大学生ワークショップの結果	14
第3章 基本構想	15
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策の体系	18
第4章 施策の展開	19
基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり	20
基本目標Ⅱ ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供	25
基本目標Ⅲ こどもが自分らしく成長・活躍できる 環境・機会づくり	31
基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実	40
基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実	47
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	58
2 教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保内容	60
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容	68
4 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	76
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	77
第6章 計画の推進	79
1 基本的方針	80
2 社会経済情勢の変化への対応	80
3 指標及び目標値	81

資料編.....	83
1 主な事業一覧.....	84
2 相談機関一覧.....	87
3 こども基本法（抜粋）.....	88
4 子ども・子育て支援法（抜粋）.....	92
5 子ども・子育て会議.....	94
6 諮問・答申.....	99
7 用語解説.....	101

用語解説について

本計画書の本文中において「＊」印がついている用語は、資料編の「用語解説」をご参照ください。
（同じ用語が複数回出てくる場合は、初出のものだけに印をつけています。）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

各務原市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念とした「各務原市子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）」を 2 期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。同年 12 月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「各務原市こどものみらい応援プラン（各務原市こども計画）」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法令根拠及び他計画との関係

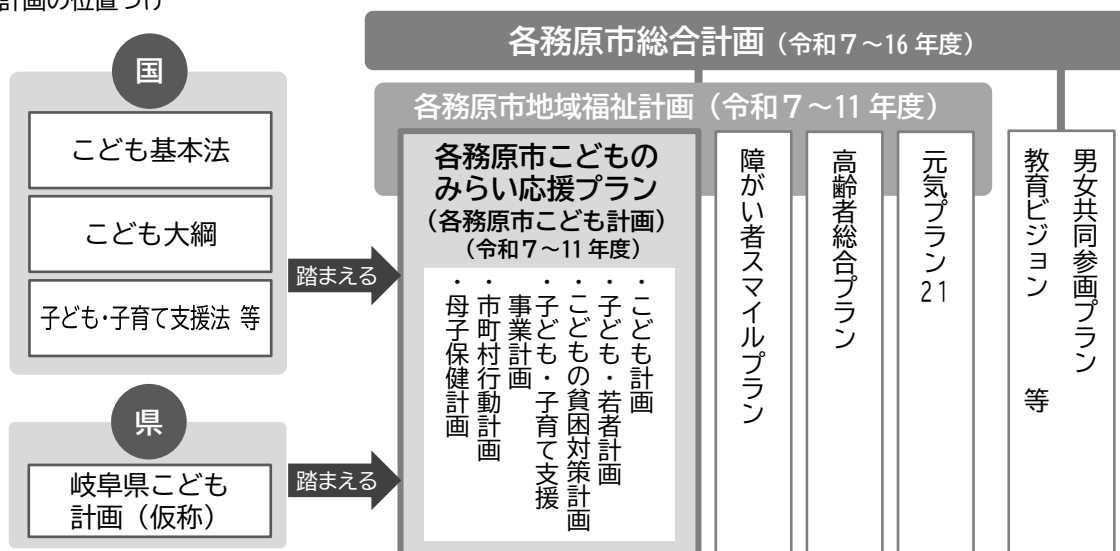
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

なお、「各務原市総合計画」及び「各務原市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) SDGsとの関連

平成 27 年の国連サミットで 2030 年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs では、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。

本市においても、SDGs の理念を踏まえて、こども施策を展開します。

■SDGs の 17 の目標



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画の調査・策定		こどものみらい応援プラン（5 年間）				

4 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」「児童生徒」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者としませんが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

■「こども基本法」抜粋

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

〈参考〉関係法令などにおける「こども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18 歳未満の者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分
こども基本法	こども	心身の発達過程にある者
児童福祉法	児童	18 歳未満の者
	乳児	1 歳未満の者
	幼児	1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
児童手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
児童扶養手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 または 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子父子寡婦福祉法	児童	20 歳未満の者
民法	未成年者	18 歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満 14 歳
少年法	少年	20 歳未満の者
	特定少年	18 歳以上の少年
労働基準法	年少者	満 18 歳未満の者
	児童	満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者
こども大綱	こども	乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者
		学童期 小学生年代の者
		思春期 中学生年代からおおむね 18 歳までの者
	若者	青年期 おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満の者
		ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者

5 国におけるこども・若者政策の状況

令和2年3月の「第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画」策定以降、国ではこども・若者に関するさまざまな政策が進められています。

■こども・若者政策に関する法律、制度、近年の動向

年月	法律・制度など	内容
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどものウェルビーイング*を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することを明記。
令和4年 6月	「児童福祉法」改正	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等について定める。
	「こども基本法」制定	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定。「日本国憲法および児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定める。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 12月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定	幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期である一方で、すべてのこどもの権利や機会が等しく保障されていないことや誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い状況を踏まえ、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的としたビジョンを示す。
	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定める。従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んでいる。
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	こども食堂や学習支援など、さまざまなこどもの居場所づくりの取り組みを推進するため、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示す。
	「こども未来戦略」閣議決定	令和8年度までの3年間を集中的取り組み期間と位置づけ、その期間に実施する具体的な政策を「子ども・子育て加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として示す。「加速化プラン」は「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育での推進」「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの柱とそれを支える安定的な財源の確保方策から構成されている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法」改正	「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることを定める。

第2章 各務原市のこども・若者等 を取り巻く現状

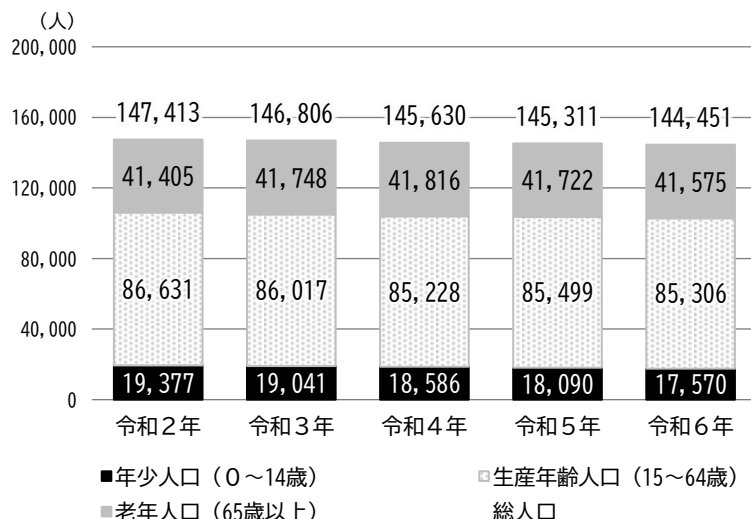
1 統計からみる現状

○人口等の推移について

総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

総人口に占める年少人口の割合は減少していますが、国や県と比較して高い状況です。

■ 総人口の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

<年少人口割合>

各務原市

12.2%

全国

11.4%

※統計局人口推計(令和5年10月1日)

岐阜県

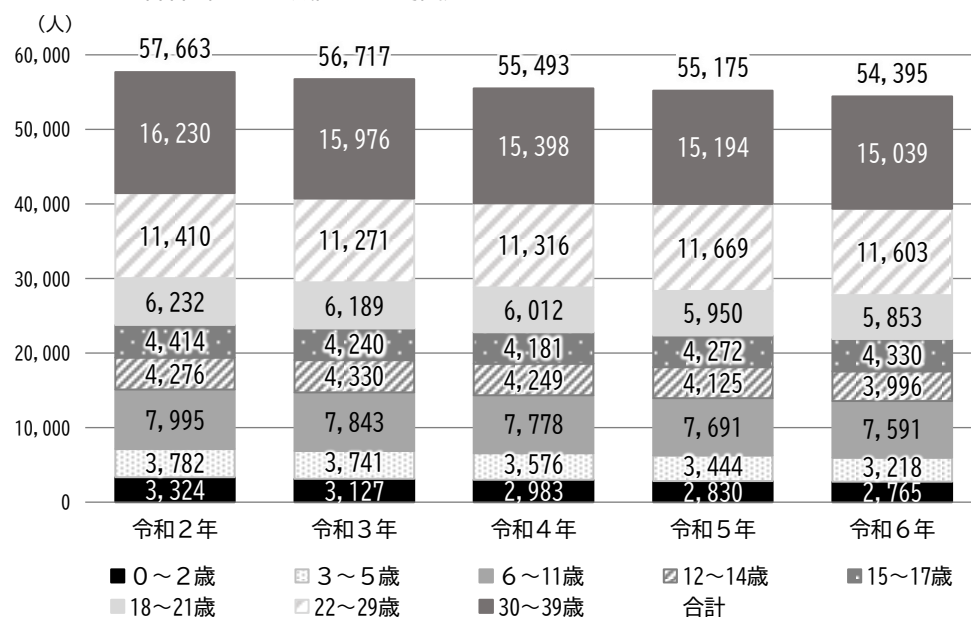
11.5%

※岐阜県人口動態統計調査(令和5年10月1日)

子ども・若者の人口は減少傾向にあります。

令和2年から令和6年にかけて、0～2歳の減少幅が最も大きくなっています。

■ 子ども・若者(0～39歳)人口の推移

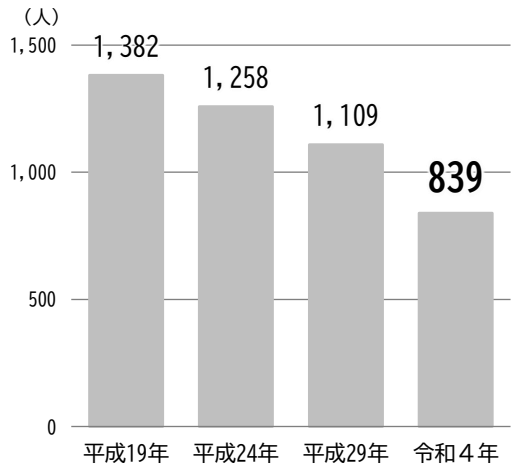


資料：市民課（各年4月1日現在）

○出生数について

出生数は減少傾向にあり、5年前と比較すると24.3%減少しています。

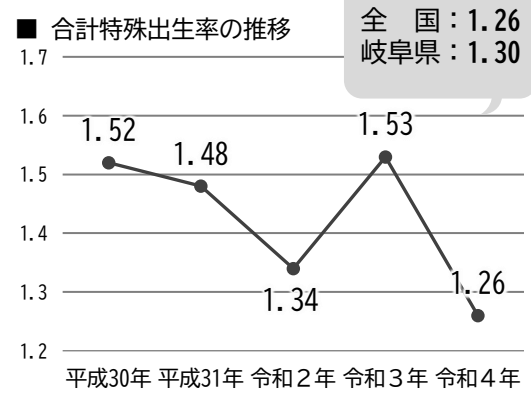
■ 出生数の推移



○合計特殊出生率*について

合計特殊出生率は、令和4年で1.26と過去最低かつ県を下回っています。人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

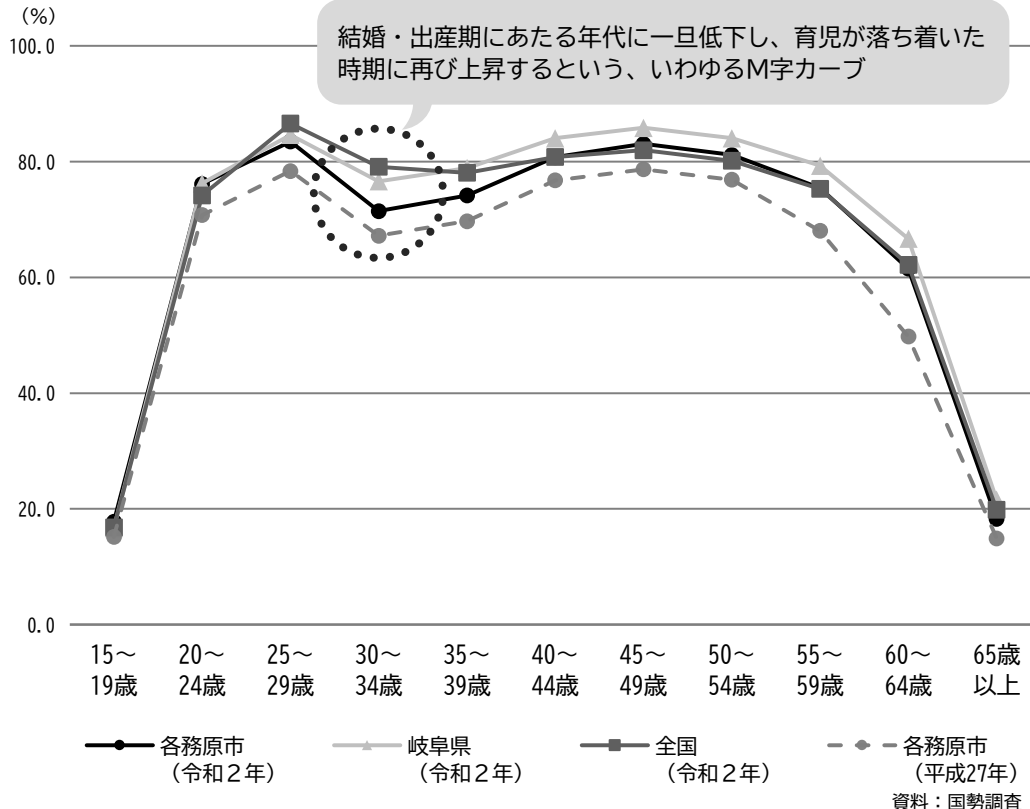


○女性の労働力について

女性の労働力率は、経年でみると全体的に上昇しています。

一方で、全国・岐阜県と比較して30歳代の労働力が特に低い状況となっています。

■ 女性の労働力率



2 各種アンケート調査からみる現状

本計画策定の基礎資料として、子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握し、計画の基礎データとするために、子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）及びこども・若者の生活と意識に関する意識調査（以下「こども・若者調査」という。）を実施しました。

■実施概要

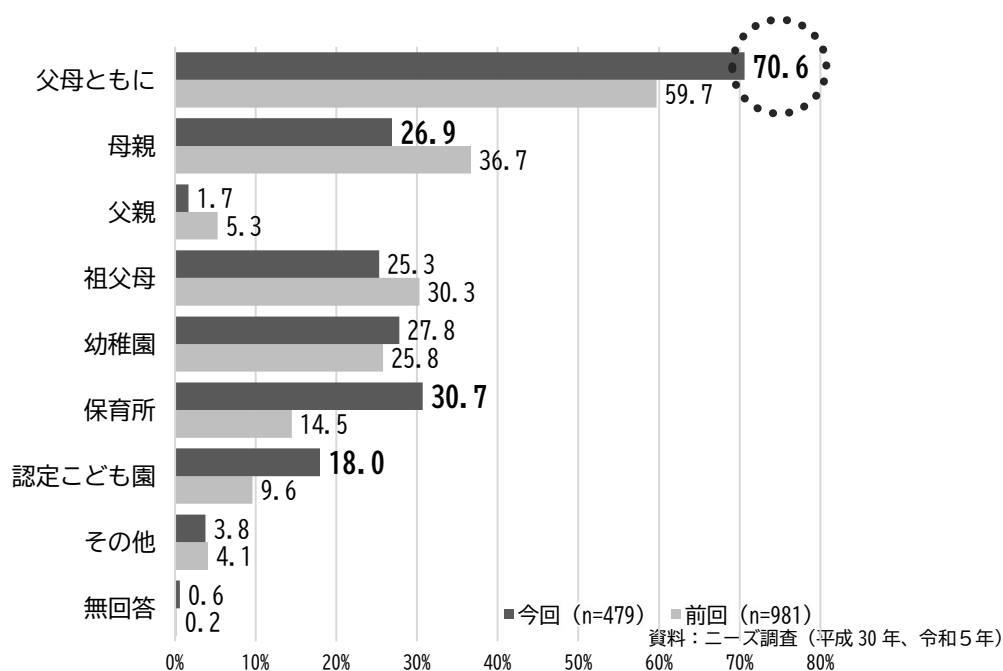
	ニーズ調査	こども・若者調査
対象	市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者	市内在住・在勤・在学の10歳～39歳の方
実施方法	WEB回答方式	WEB回答方式 小学5年生・中学2年生…学校を通じて通知 上記以外…広報誌及びHPに掲載
実施期間	令和5年12月1日～令和6年1月8日	令和6年7月～9月
配布・回収数	配布数：4,900件 （就学前2,450件、小学生2,450件） 回収数：998件（回収率20.4%） （就学前479件、小学生519件）	回答数：1,237件

※比較に使用している「前回」は、平成30年11月に実施した「各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を指します。

○育児環境について

父母ともに子育てに関わっている世帯が約7割となっており、経年で比較して増加しています。保育所や認定こども園も増加しており、母親の割合は減少しています。

■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人・施設

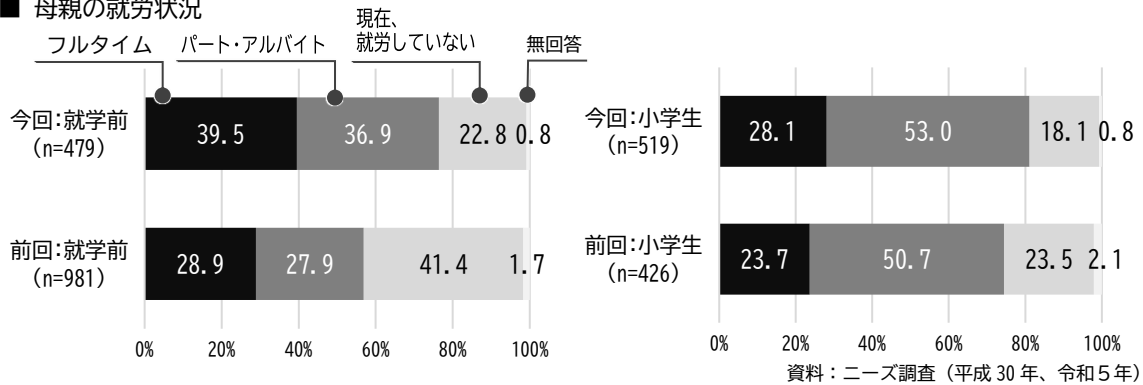


○母親の就労状況について

就労している母親は増加しています。

特に、フルタイムで就労している就学前児童保護者が増加しています。

■ 母親の就労状況

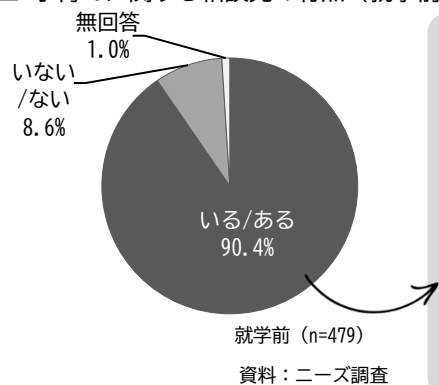


○相談先について

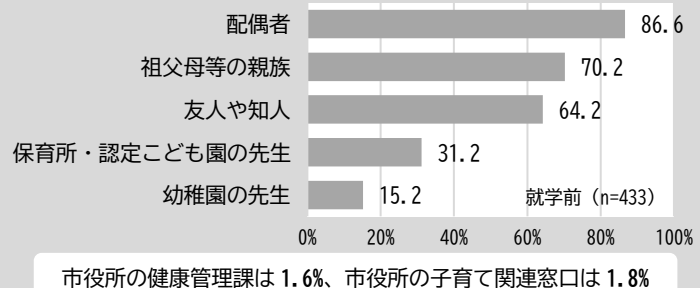
相談先がある就学前児童保護者が9割以上です。

相談先は身近な人が多く、行政など公的機関は少ない状況に対し、相談先として総合的な窓口や専門的な窓口を希望する保護者は多い状況です。

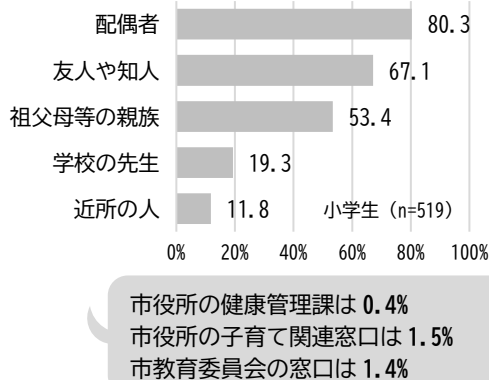
■ 子育てに関する相談先の有無（就学前）



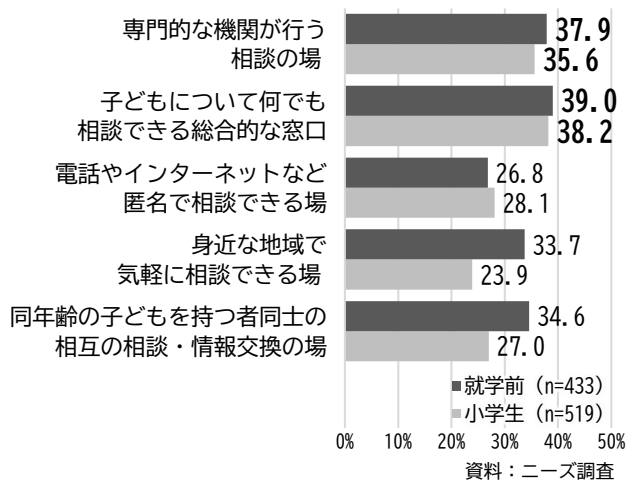
■ 気軽に相談できる相手・機関（上位5位を抜粋）



■ 子育てに関して気軽に相談できる相手（小学生）（上位5位を抜粋）



■ 希望する相談先（20%以上のみ抜粋）

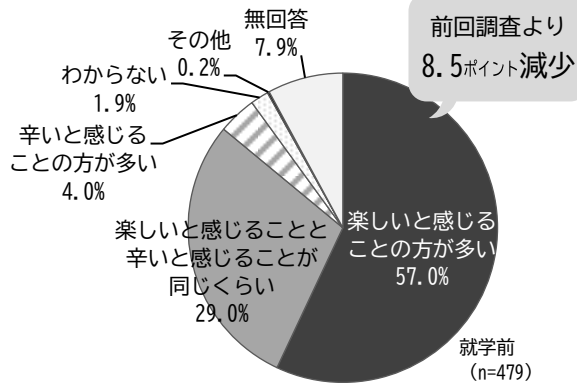


○子育て環境について

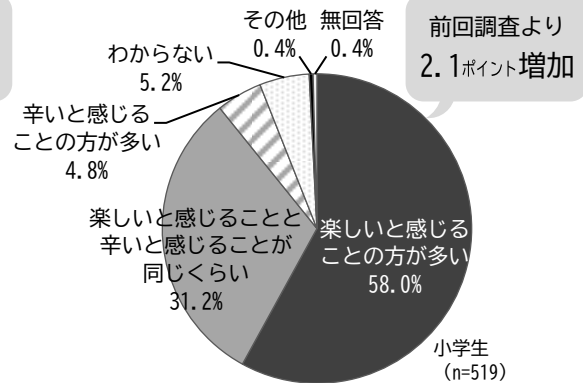
保護者の約6割が子育てが楽しいと感じています。

子育てを辛いと感じることがある人は、特に就学前児童保護者で保育サービスの充実や父親の育児参加、小学生児童保護者で父親の育児参加や子育てに関する相談や情報提供を必要としています。

■ 子育てが楽しいと感じるか（就学前）



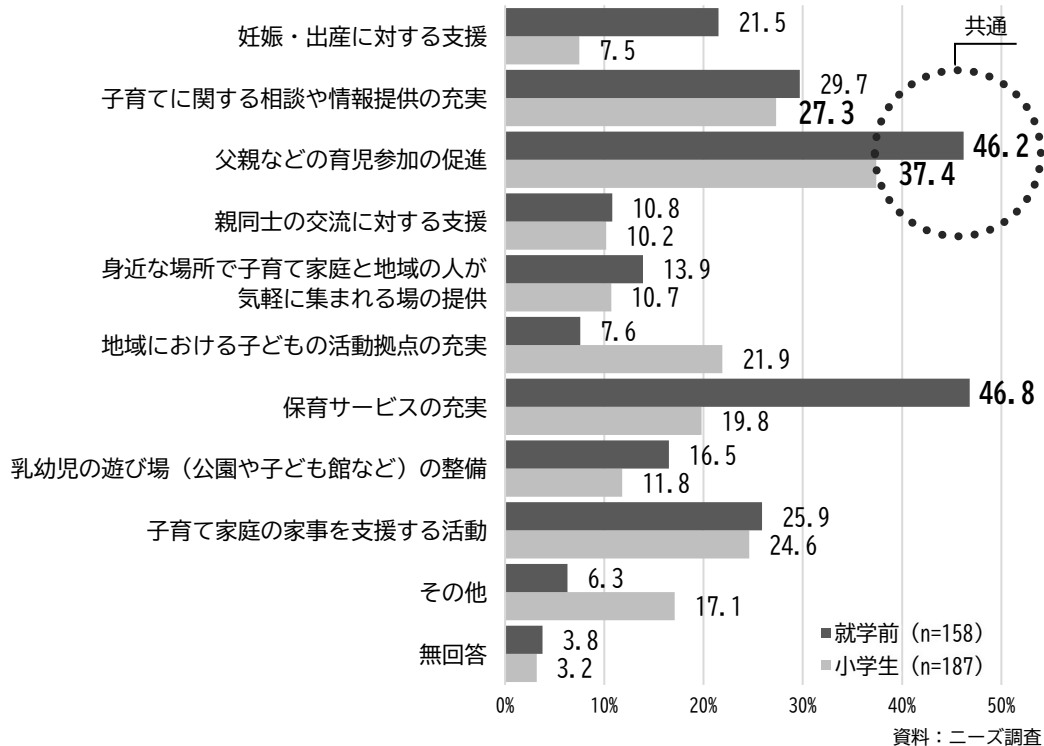
■ 子育てが楽しいと感じるか（小学生）



資料：ニーズ調査

「辛いと感じることの方が多い」または「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と回答した人

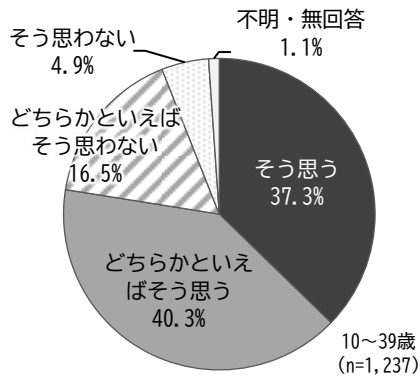
■ 子育ての辛さを解消するために必要なこと



○こども・若者の将来について

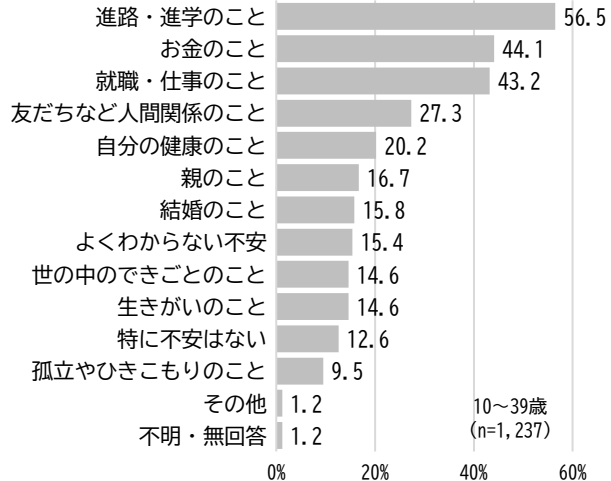
こども・若者の約8割は、将来について明るい希望を持っていると感じています。将来について特に不安なことは、進路・進学や就職・仕事とともに経済的な不安が高くなっています。

■ 将来について明るい希望を持っているか



資料：こども・若者調査

■ 将来について特に不安なこと

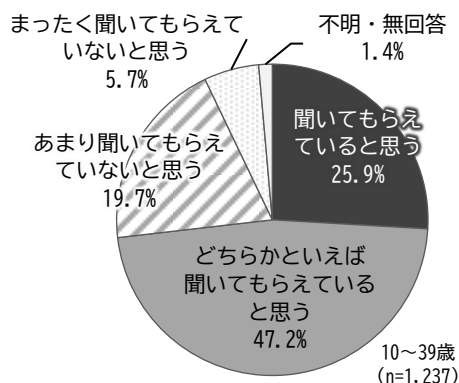


○こども・若者の意見について

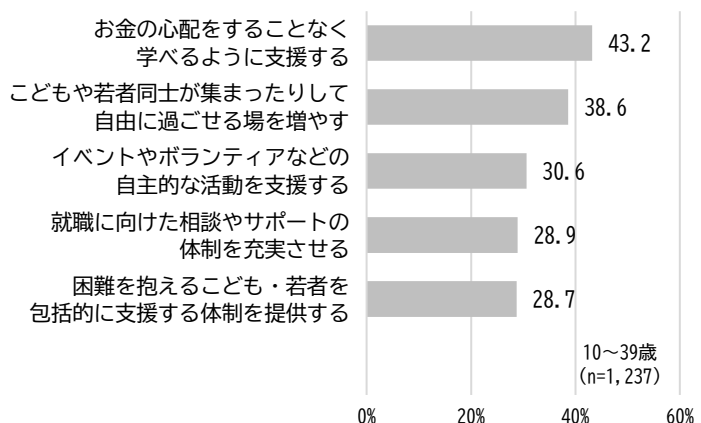
こども・若者の約7割は、本市の取り組みにおいて意見を聞いてもらえていると感じています。

将来への不安と同様に経済面への支援を求める声や、居場所や地域活動への支援が高くなっています。

■ 本市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえているか



■ こども・若者のために必要な市の取り組み(上位5位を抜粋)



資料：こども・若者調査

3 高校生×大学生ワークショップ*の結果

本計画策定の基礎資料として、市内在住・在学のこども・若者の意見を収集するために「高校生×大学生ワークショップ」を実施しました。

■実施概要

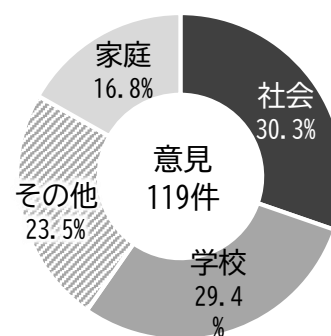
	内容
参加人数	市内在住・在学の高校生、大学生 21 人
開催期間	令和6年8月6日（火） 午後2時～午後4時
テーマなど	「こども・若者の笑顔が増えるために必要なこと、期待すること」について「家庭」、「学校」、「社会」、「その他」の4つの区分で意見出しとキーワード分類を行いました。

3グループに分かれて実施し、全体で出された意見は 119 件でした。意見の内訳をみると、「社会」に関することが 30.3%と最も高く、次いで「学校」となっています。

■ワークショップによる意見・アイデア(抜粋)

- ・ 体育館へのエアコンの設置
- ・ こどもが遊べる場所や勉強できる施設
- ・ 子育てに必要な費用の削減
- ・ 孤立して子育てする環境の改善
- ・ いじめをなくすこと
- ・ 親が笑顔でいること
- ・ 話し合いができる家庭
- ・ やりたいこと、行きたいところなどこどもの希望を叶えること
- ・ 家事の負担が男女関係ない家庭
- ・ 地域での交流を増やすこと
- ・ ひとり親家庭への子育て支援の充実

■意見の内訳



■各グループからの市や市の大人への提言

「したい！やりたい！」
を叶えたい！！

笑顔あふれる明るい未来
を一緒につくろう
～幸せ・成長・機会～

子どものために
関心をもって大人が動こう
～よりそう子ども・子育て
世代主体の環境づくり～

第3章

基本構想

1 基本理念

すべてのこどもと親がしあわせを実感できるまち ～みんながつながる笑顔あふれるみらい～

基本理念の考え方

次代を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送るためには、こどもや子育て家庭を、地域社会全体で支えていくという認識が必要です。本市はこれまで、各務原市子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）において「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念に、こどもと子育て家庭の支援を推進してきました。

また、本市の最上位計画である「各務原市総合計画」では、「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像として掲げ、市民や地域の団体、企業、行政等がつながり、地域全体で取り組むまちづくりを進めています。

本計画においては、各務原市子どものみらい応援プランの基本理念や各務原市総合計画の将来都市像を踏まえ、「すべてのこどもと親がしあわせを実感できるまち～みんながつながる笑顔あふれるみらい～」を基本理念として定め、こども施策を総合的に推進します。

2 基本目標

基本理念を実現するために、5つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

すべてのこども・若者が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けず、健やかに成長できるよう、こども基本法やこどもの権利について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、こども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。

基本目標Ⅱ ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期までを通じて、母子の健康の保持増進に関する継続的な支援に取り組むとともに、こども・若者が生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、心身の健康づくりを推進します。

基本目標Ⅲ こどもが自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり

幼児教育・保育の質の向上を通じて、こどもの健やかな成長を支援するとともに、こどもが自分の良さや可能性を伸ばし、社会を生き抜く力を身につけることができるよう、学校教育の充実を図ります。また、こども・若者それぞれの夢や希望を叶えるための機会の提供や支援を推進します。

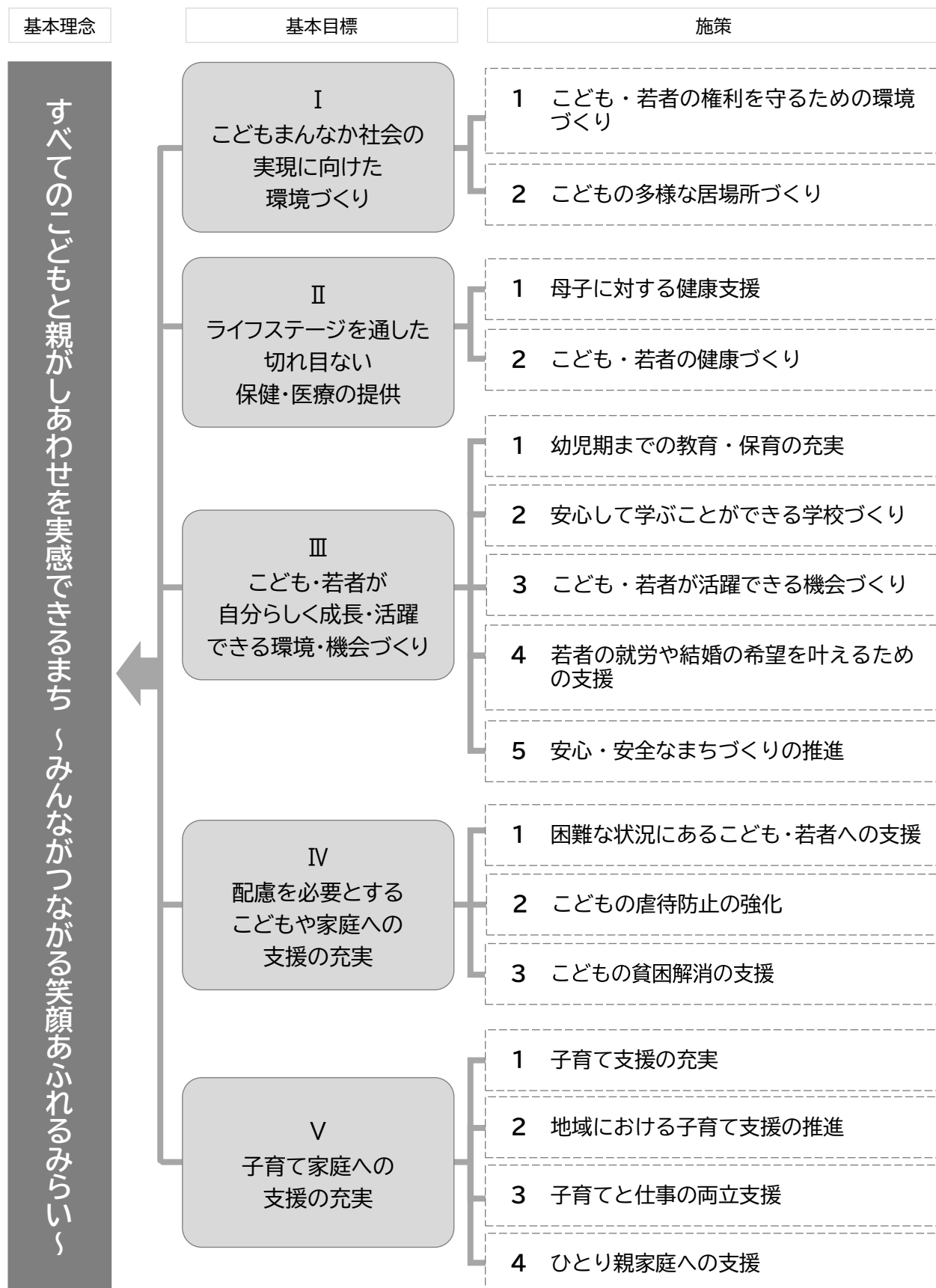
基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

すべてのこども・若者がしあわせな状態で成長できるよう、障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこどもなどに対して、個々の現状などに応じたきめ細やかな支援を行います。また、虐待やヤングケアラー*、いじめ、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭について、受け止め支える体制やしくみづくりを推進します。

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実

子育て当事者の不安や孤立感、仕事との両立などについての悩みが軽減され、子育てに喜びやしあわせを感じることができるよう、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援サービスの充実やわかりやすい情報提供に努めます。また、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育てを支援する取り組みを推進します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

施策１ こども・若者の権利を守るための環境づくり

現状と課題

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。さらに、同年１２月にはこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、社会全体でこどもの権利に関する理解の促進を図るとともに、こどもや若者、子育て当事者等の視点を尊重し、意見を取り入れながら、支え、後押しする社会をつくっていく必要があります。

こども・若者調査では、市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえているかの問いに対し、『聞いてもらえている』が約７割、『聞いてもらえていない』が約３割となっています（１３頁参照）。引き続き、あらゆる場面で当事者などの意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重し、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、こどもまんなか社会の基盤をつくっていくことが重要です。

具体的な取組

① こどもの権利に関する理解促進

取組

01

こども・若者への
こども基本法・こ
どもの権利の周知

こども・若者がこどもの権利について理解し、いじめや虐待など困難を抱えたときに助けを求める方法などを学べるよう、人権啓発や人権教育を推進するとともに、情報提供を行います。

主な
事業

- ◆学校における人権教育
- ◆各務原市人権施策推進指針に基づく人権教育・啓発事業
- ◆こどもの権利について発信するウェブサイト等の作成

02

こどもの権利を守
る社会気運の醸成

こども・若者に関わる大人がこどもの権利について理解を深め、こどもが一人の個人として尊重される存在であることを意識できるよう、市民全体に対する人権啓発活動を推進します。

主な
事業

- ◆各務原市人権施策推進指針に基づく人権教育・啓発事業（再掲）

② こども・若者の意見表明機会の充実

取組

03

重点

こどもの意見表明のしくみづくり

こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。また、こども・若者の意見を市政に反映することができるよう、意見表明の機会の充実を図ります。

主な事業

- ◆市長への提案箱
- ◆まちづくりミーティング*
- ◆庁内における「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の周知
- ◆こども・若者が意見を表明するウェブサイトの設置

こどもの権利とは？

「こどもの権利」とは、こどもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべてのこどもが生まれたときからもっているものです。

平成元年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、日本では平成6年に世界で158番目に批准しました。この条約では、18歳未満の児童（こども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、こどもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、人生の中でとても大切な時期である「こども」の時期だからこそ大切にされる4つの原則が定められています。

■「子どもの権利条約」の4つの原則

原則① 差別の禁止 (差別がないこと)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

原則② こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

原則③ 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

原則④ こどもの意見の尊重 (こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

施策2 こどもの多様な居場所づくり

現状と課題

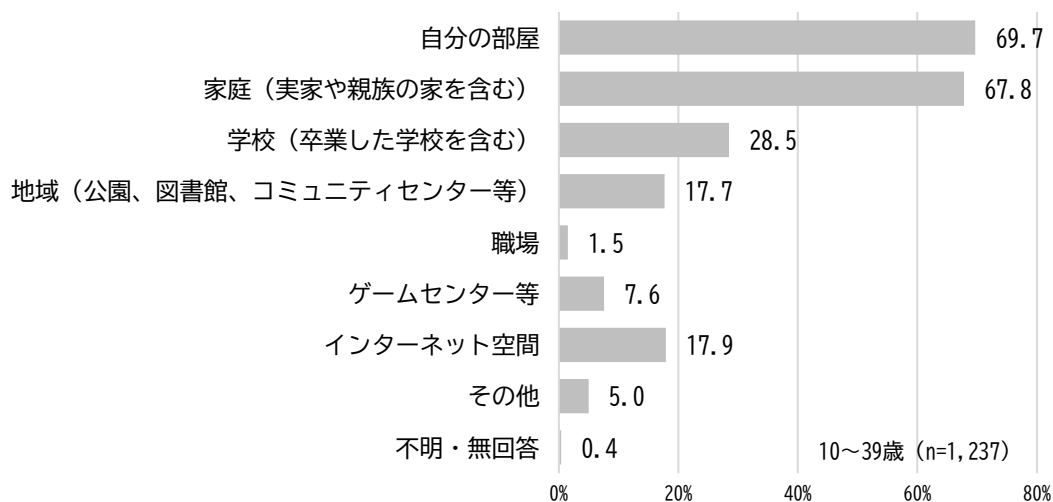
居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。一方で、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。

国は、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進しています。

こども・若者調査では、居場所となっている場は自分の部屋や家庭がそれぞれ約7割を占めています。一方で、こども・若者のために市に必要な取り組みとして約4割が「こどもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」と回答しています（13頁参照）。また、若者ワークショップでは、こども・若者自身が遊びや勉強ができたり、安心して過ごせたりする場所を求める意見が多く挙げられました。

すべてのこども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、さまざまな学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる体験活動や遊びの機会に接することができるよう、多様な居場所づくりへの取り組みが必要です。

■居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっている場所



資料：こども・若者調査

① こども・若者の多様な居場所づくり

主な取組

04

放課後の居場所づくり

放課後を活用し、遊びやものづくりなどを通して、こどもと地域の大人がふれあえる場をつくれます。また、仕事などの都合により放課後等にこどもだけになる家庭の児童に遊びや生活の場を提供し、見守ります。

主な事業 ◆放課後子ども教室*事業
◆放課後児童健全育成事業*

05

多様な居場所づくり

重点

子ども館*や図書館などのこどもの居場所となっている施設を整備することに加え、地域においても安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進します。

主な事業 ◆子ども館運営事業
◆子ども食堂*・子ども宅食*支援事業
◆子ども会等地域活動の支援
◆スポーツ少年団の育成
◆図書館の整備
◆子ども館の整備

06

公園等の整備

こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園や体育施設等を整備します。公園の新設やリニューアル整備等に合わせ、地域ニーズを把握した上で、ベビーシート・ベビーチェア等を備えた多目的トイレを整備します。また、遊具等の定期的な点検及び修理を行い、事故防止に努めます。

主な事業 ◆公園等の整備
◆公園整備に伴う多目的トイレの整備
◆公園施設の維持管理
◆体育施設の整備

② 遊び・体験の場の充実

主な取組

07

こどもの読書体験の推進

読書によって自ら学ぶ楽しさを知り、自立して、人生をより深く生きる力を身につけることができるよう、こどもの読書活動推進のための啓発やさまざまな本に触れる機会の提供を行います。

主な事業 ◆各務原市こどもの読書活動推進計画事業
◆ふれあい絵本デビュー事業*

08

多様な体験機会の充実

こどもが学びを深め、社会で生き抜く力を得られるよう、講座やイベントなどを通じて多様な体験活動や遊びの機会をつくります。

- 主な事業
- ◆寺子屋事業*（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業）
 - ◆少年自然の家子ども・家族ふれあい体験
 - ◆ライフデザインセンター子ども対象講座
 - ◆スポーツげんき祭（スポーツ体験教室）

09

歴史・文化に関する体験活動の充実

こどもが優れた文化芸術を鑑賞し、参加体験できる機会や、文化芸術活動の成果を発表する機会を文化財団、学校、地域と連携し創出します。

また、こどもが地域に対する誇りや愛着を持つことができるよう、地域の歴史や文化に直接触れ、楽しく学ぶ機会をつくります。

- 主な事業
- ◆寺子屋事業（ふるさと歴史発見事業）
 - ◆歴史民俗資料館夏休みこども講座
 - ◆村国座子供歌舞伎

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聴いてもらえていると思う小中学生の割合	74.5% (R6)	UP
市民のアイデアや意見が市政に反映されていると思う中高生の割合	17.0%	UP
人権を尊重しあえていると感じる市民の割合	66.5%	UP
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人維持
近くで行きたくなると思う公園がある中高生の割合	新規 (R7市民満足度調査)	UP



<ふれあい絵本デビュー>



<子ども館>

施策１ 母子に対する健康支援

現状と課題

近年は、核家族*化の進行や晩婚化、若年妊娠など出産を取り巻く状況が変化してきており、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行ったりする母親が少なからず存在している状況です。

母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素であり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康的な生活を送ることができるよう、各種健康診査や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。本市では、令和6年4月に「母子健康包括支援センター*」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「こども家庭センター」を開設し、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

国は、令和元年12月の「母子保健法」の改正により、令和3年4月から産後ケア事業*の実施を市町村の努力義務として位置づけました。本市においても、令和2年度から産後ケア事業を開始しています。今後も、必要とする産婦が産後ケア事業を利用できるよう推進していく必要があります。

具体的な取組

① 妊娠期から乳幼児期を通じた支援

主な取組

10

妊婦健康診査等の推進

妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康管理を図ることを目的に妊娠届出時に健康診査受診票を交付し、定期的な受診を勧めます。早期に治療へ結びつけることで、妊婦の健康の保持増進と、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるよう支援を行います。

主な事業 ◆妊婦健康診査事業
◆妊婦歯科健康診査事業

11

産後ケア事業の提供と産前産後の支援の充実

産婦・新生児の健康の確保と子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、産後ケアを必要とする産婦と乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。

主な事業 ◆産後ケア事業
◆マタニティ広場事業*
◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業*

12

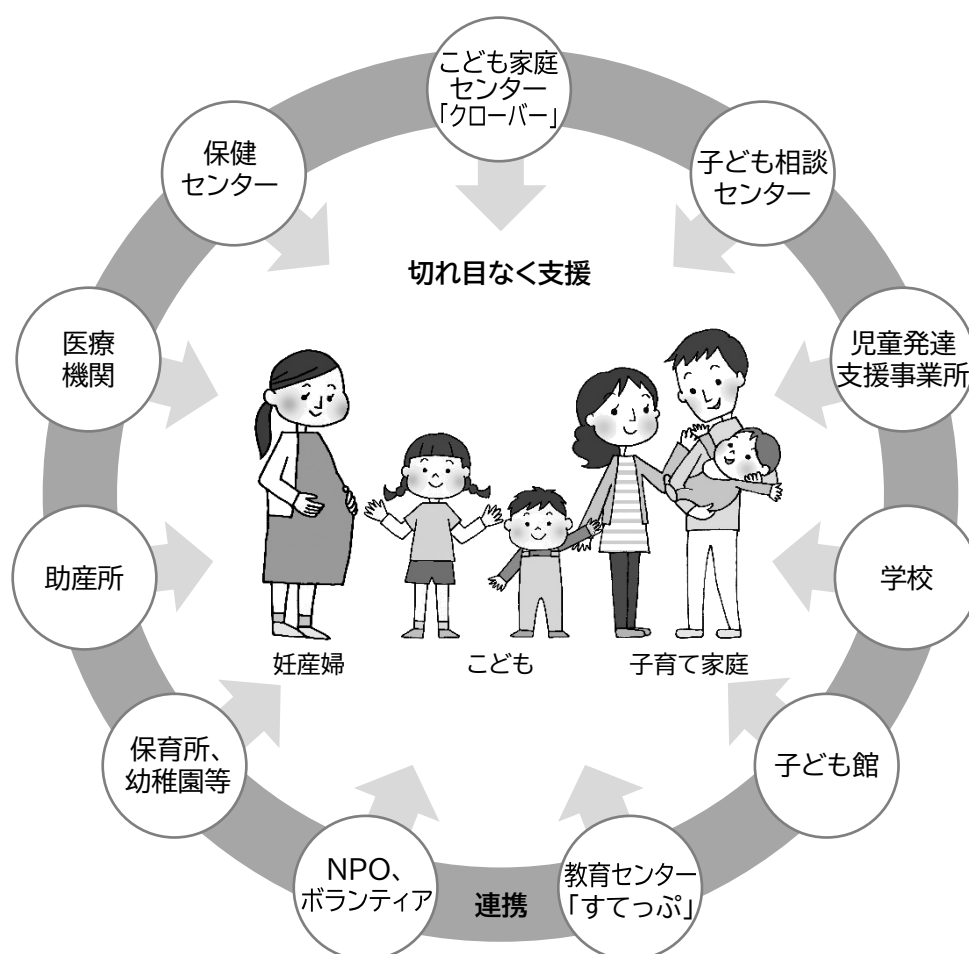
乳幼児健康診査等の推進

妊婦、乳幼児への健康診査事業の充実、予防接種事業により、乳幼児の発育・発達を確認するとともに、病気や発達の遅れを早期に発見し、医療機関等につなげます。また、健やかな成長のために必要な指導を行い、育児の相談や助言を行います。

主な事業	◆乳幼児健康診査事業
	◆2歳児歯科教室
	◆幼児フッ素塗布
	◆新生児聴覚検査助成事業
	◆のびのび測定*
	◆ことばの相談*
	◆予防接種事業

PICK UP 妊娠期から子育て期、こども本人への切れ目のない支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、関係機関との連携による切れ目のない相談・支援を行います。



② 相談体制の充実

主な取組

13 重点 妊産婦の相談支 援の充実

すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健施策と子育て施策を一体的に提供することを通じて、妊産婦等の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施します。また、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

主な事業	◆こども家庭センター「クローバー」*の運営 ◆妊婦の健康相談事業 ◆母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業） ◆母乳育児相談 ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）
------	--

14 重点 訪問相談事業の 充実

赤ちゃんが生まれた家庭に対して、赤ちゃん訪問事業を実施します。すべての家庭に対して、専門職によるきめ細やかな対応を行い、育児の孤立化、虐待の予防を図ります。

主な事業	◆赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業） ◆訪問指導事業 ◆母子保健推進員*活動の充実
------	---

15 重点 母子保健のデジ タル化の推進

妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、切れ目のない包括的な相談・支援を行うため、電子版母子健康手帳など、母子保健の DX*導入を行い、保護者の不安軽減や利便性の向上を図ります。

主な事業	◆母子保健 DX 化推進事業
------	----------------



<歯磨き指導（2歳歯科教室）>



<抱っこ体験（マタニティ広場）>

施策2 こども・若者の健康づくり

現状と課題

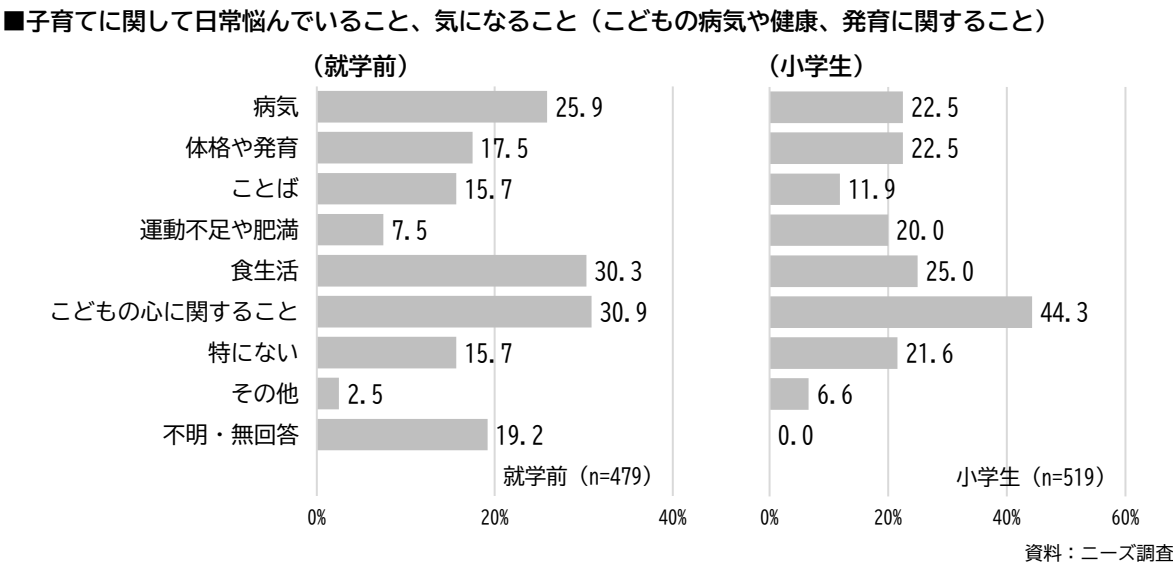
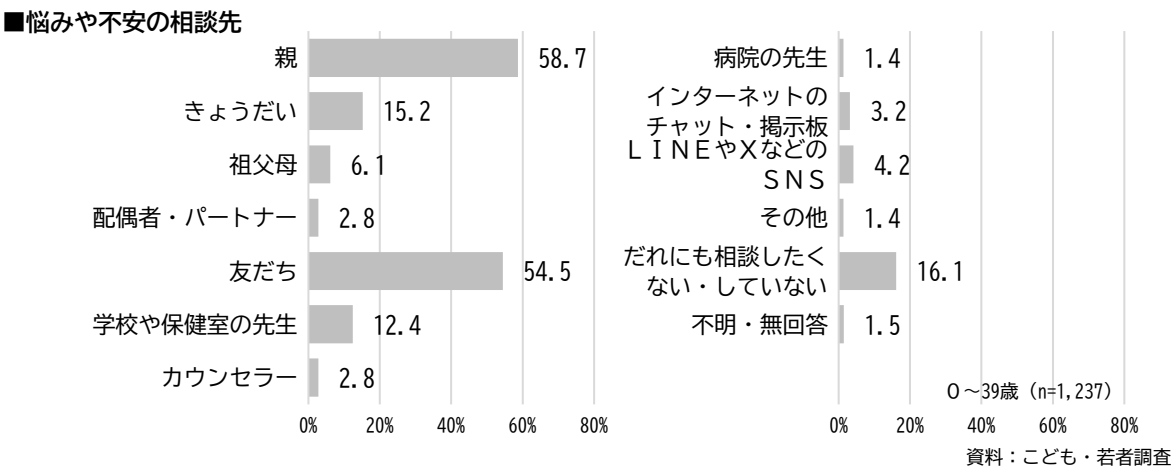
近年、成長期のこどもにとって必要不可欠と言われている基本的な生活習慣に乱れが見られ、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、さまざまな問題行動の要因ともなります。幼児期の段階から継続的に健全な基本的な生活習慣を身につける必要があります。

また、わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、こども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。

こども・若者調査によると、こども・若者が感じる将来に対する不安は、進路・進学のこと、お金のこと、就職・仕事のこと、友だちなど人間関係のことなど多岐にわたっています（13頁参照）。悩みや不安の相談先は、親や友だちなど身近な相手が大半を占めており、公的機関や専門家などは1割未満となっています。さらに、誰にも相談したくない・していないこども・若者も一定数存在することが分かります。

ニーズ調査では、保護者がこどもの病気や健康、発育に関して日常悩んでいることとして、こどもの心に関することと回答した割合が最も高くなっています。

家庭や学校・園、地域、企業、行政などが連携し、こども・若者の不安や悩みを受け止め、寄り添い、支援することが重要です。



① 体力と健康づくり

主な取組

16

食育*の推進

妊婦と乳幼児が心身ともに健康に過ごせるよう、マタニティ広場、乳幼児健康診査等において食育、食についての相談支援を実施します。さらに、子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育の日、学校給食週間等を活用して行事食や郷土料理などを保育所や学校給食で提供し、地産地消や食文化を伝える取り組みを実施します。

主な事業 ◆妊娠期・乳幼児期における食育の推進・相談支援
◆保育所・学校における食育の推進

17

小児生活習慣病の予防

学校と学校医部会が連携・協力し、小児生活習慣病予防対策事業（夏休み健康教室、小児生活習慣病検査（血液検査）、学校別指導、健康講話）を実施し、児童生徒の健康保持を推進します。

主な事業 ◆小児生活習慣病予防対策事業

18

学校や地域におけるこどもの健康やかな体の育成

学校における保健体育の授業、委員会活動や保健だよりの発行等を通じ、児童生徒への食育指導や保健指導を実施します。また、こどもの体力向上に向け、地域の各種団体と連携を図りながら、スポーツに親しむことができる環境を整備します。

主な事業 ◆保健体育の授業と体力づくりの充実
◆スポーツ少年団の育成（再掲）
◆部活動地域移行事業*

19

性や妊娠に関する知識の普級啓発

将来の妊娠のための健康管理を促す「プレコンセプションケア」を普及啓発し、若い世代が将来の妊娠や体の変化に備えて自分の健康に向きあえるよう支援します。また、学校において保健体育の授業などにより、性と健康に関する教育や啓発を推進します。

主な事業 ◆女性のための健康相談
◆性と健康に関する教育や普及啓発

プレコンセプションケアとは？

プレコンセプションケアは、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取り組み」のことです。男女を問わず、将来の妊娠のための健康管理について理解することが重要です。

20代女性では、5人に1人が痩せ（BMI 18.5未満）といわれていますが、特に、若年女性の痩せは骨量減少や、低出生体重児出産のリスク等との関連があります。プレコンセプションケアにより、妊娠前からの望ましい食生活等の実践等、適切な健康管理に向けた取り組みが重要です。

②こころの健康づくり

主な取組

20

学校における相談体制の充実

児童生徒が安心して悩みや困りごとを相談できる環境を整えます。また、学校や関係機関と連携し、SNS*や各種事業等を通して相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。

主な事業

- ◆教育センター「すてっぷ」*
- ◆心の教室（相談体制の充実）
- ◆「SOS の出し方に関する教育」の実施

21

重点

悩みを持つ子ども・若者に対する相談支援体制の充実

訪問支援、相談支援や居場所づくりなど、さまざまな支援施策を通じて、子ども・若者や子育て当事者が抱える不安や悩み、課題の解決に取り組みます。

主な事業

- ◆健康相談事業（こころの相談）
- ◆少年センター「ほっとステーション」*の運営
- ◆教育センター「すてっぷ」（再掲）
- ◆孤立・孤独に陥る人への相談支援・アウトリーチ*支援
- ◆市民相談運営事業
- ◆社協生活相談支援センター「さぽーと」
- ◆ゲートキーパー*養成研修事業

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
妊婦健康診査受診票利用率	71.5%	UP
4か月児健康診査未受診対応率	100%	100%
こども家庭センター「クローバー」の認知度	29.7%	UP
全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合	小 28.6% 中 50.7%	小 35.0% 中 52.0%
自殺死亡率（人口10万対）	15.1	12.0

こどもが自分らしく成長・活躍できる 環境・機会づくり

施策1 幼児期までの教育・保育の充実

現状と課題

令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、こどもの生誕前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

本市では、出生数は減少傾向にあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しています。また、ニーズ調査によると、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、保育サービスの充実と回答した割合が就学前児童保護者で最も高くなっており（12頁参照）、サービスの充実や人材の確保に努める必要があります。

幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を等しく、切れ目なく支援していくことが重要です。

具体的な取組

① 保育サービスの充実

主な取組

22 重点 保育内容の充実

多様化・複雑化する保護者の保育ニーズに対応するため、さまざまな方策により、保育の質を損なうことなく、適正に教育・保育定員を確保するとともに、保育士が働きやすい環境の整備を推進します。また、保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、必要な体制づくりを支援します。

主な 事業

- ◆通常保育事業
- ◆延長保育事業
- ◆一時預かり事業*
- ◆病児・病後児保育事業*
- ◆障がい児保育事業
- ◆幼稚園や保育所等における安全・安心な給食の提供
- ◆適正な教育・保育の量の確保
- ◆こども誰でも通園制度*
- ◆幼稚園預かり保育事業*
- ◆保育士等研修の充実
- ◆保育人材確保事業（保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業等）

23

幼児教育・保育と 小学校教育の円 滑な接続

幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小連携研修会や幼保小連絡会を開催します。また、認定こども園、保育所、幼稚園から小学校、中学校への各段階の環境変化に対応し、こどもが学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めていくために園、学校間の相談事業を実施し、連携を強化します。

主な
事業

◆幼保小連携事業

24

保育所等の整備

公立保育所において、老朽化した施設の整備やトイレの洋式化、空調改修等の環境改善整備を行い、児童に安全で快適な保育環境を提供します。また、私立保育所等が老朽化のために行う改修工事等や、民間企業が企業内に保育施設を開設するための費用の一部を助成します。

主な
事業

◆保育所等の整備（公立）

◆施設改修費補助事業（私立）

◆民間企業内保育施設開設支援事業



<保育所>



<保育所>

施策2 安心して学ぶことができる学校づくり

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒のたくましく生き抜く力や可能性を引き出すためには、確かな学力の育成や新しい学習スタイルの創造にさらに取り組む必要があります。また、学校はこどもたちが集団生活でさまざまな課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につける場として大切な役割を担っています。家庭・地域・学校が連携し、こどもや学校の状況に応じた特色ある教育活動を推進していく必要があります。

さらに、学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であり、さまざまな状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが求められます。一方で、いじめ認知件数や不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、令和5年では過去最多となっています。本市では、教育支援センター*を設置し、学校復帰や社会的自立を目指した指導を進めています。

児童生徒の抱える悩みに寄り添い、いじめの根絶や学校に行きづらさを感じている等の児童生徒の支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

① 教育の充実と環境の整備

主な取組

25 確かな学力の育成	教職員の指導力の向上やICT*の効果的な活用も含め、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を図ります。また、児童生徒の学力向上や身辺自立などを指導・支援する夢づくり講師*やKET（各務原英語指導助手）*等を効果的に活用し、教科の専門性を活かした指導の推進と学習の改善を図ります。 <table><tr><td>主な事業</td><td>◆指導計画の改善・充実 ◆学校における教育の充実 ◆夢づくり講師配置事業 ◆KET（各務原英語指導助手）による英語教育の実施 ◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」） ◆道徳教育の充実</td></tr></table>	主な事業	◆指導計画の改善・充実 ◆学校における教育の充実 ◆夢づくり講師配置事業 ◆KET（各務原英語指導助手）による英語教育の実施 ◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」） ◆道徳教育の充実
主な事業	◆指導計画の改善・充実 ◆学校における教育の充実 ◆夢づくり講師配置事業 ◆KET（各務原英語指導助手）による英語教育の実施 ◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」） ◆道徳教育の充実		
26 地域とともにある学校づくりの推進	学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく、コミュニティ・スクール*の推進を通して、学校、家庭、地域がこどもに願う姿を共有し、地域全体でこどもを育む取り組みの充実を図ります。 <table><tr><td>主な事業</td><td>◆コミュニティ・スクール事業 ◆部活動地域移行事業（再掲） ◆放課後子ども教室事業（再掲）</td></tr></table>	主な事業	◆コミュニティ・スクール事業 ◆部活動地域移行事業（再掲） ◆放課後子ども教室事業（再掲）
主な事業	◆コミュニティ・スクール事業 ◆部活動地域移行事業（再掲） ◆放課後子ども教室事業（再掲）		

主な取組

27 重点 特別支援教育の 充実

学校等におけるインクルーシブ*教育システムの実現に向けて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育を支援する教育アシスタントの配置や、かみがはら支援学校などとの連携による一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実などを推進します。

主な事業	◆特別支援教育アシスタントの配置 ◆教育支援委員会の開催 ◆特別支援教育センター的機能充実事業 ◆特別支援学校交流推進事業
------	--

28 重点 いじめ防止対策 の強化

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携を推進します。

主な事業	◆スクールカウンセラー*の配置・連携 ◆スクールソーシャルサポーター*配置事業
------	--

29 重点 学校に行きづら さを感じている 等の児童生徒へ の支援

児童生徒が安心して悩みや困りごとを相談できる環境を整えるとともに、保護者へのサポートを行い、継続して支援します。また、学校に行きづらさを感じている等の児童生徒の安心できる居場所となるよう、教育支援センター*を設置するとともに、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる指導を行います。

主な事業	◆教育センター「すてっぷ」（再掲） ◆心の教室* ◆不登校相談 ◆教育支援センターでの相談及び適応指導の実施 ◆学びの場の保障 ◆スクールソーシャルサポーター配置事業（再掲） ◆子ども会育成協議会*交流事業
------	---

② 学校における指導・運営体制の充実

主な取組

30 教員の働き方改 革や指導・運営体 制の充実

一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や業務改善、指導・運営体制の充実の一体的推進を図ります。

主な事業	◆学校における働き方改革や業務改善、指導・運営体制の充実
------	------------------------------

31 不適切指導等の 根絶

学校職員に対して、不適切指導や体罰の防止、男女共同参画などに関する教育を行うことにより、コンプライアンスを徹底します。またこどもへのアンケートの実施により、こども視点での情報を収集し、早期対応を行います。

主な事業	◆教職員研修事業 ◆男女共同参画研修 ◆性暴力・性犯罪等に対する対策の強化
------	---

施策3 こども・若者が活躍できる機会づくり

現状と課題

近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっており、こども・若者が性別に関わらず、自らの生き方を考え、選択・決定できる力を身につけることが重要です。

さらにはグローバル化が進む中で、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認めあい、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。

こども・若者調査によると、自分の将来について明るい希望を持っているかについて、『思う』が約8割を占める一方で、約2割は『思わない』となっており、進路・進学のことやお金のこと、就職・仕事のことに不安を抱えているこども・若者の割合が高くなっています（13頁参照）。

こども・若者が将来に明るい希望を持ち、活躍できるよう、こども・若者を支援する取り組みが必要です。

具体的な取組

① 国際交流の推進と可能性を広げるための知識の充実

主な取組

32

国際交流の推進

各務原国際協会等と連携し、多文化共生*や国際交流に対する意欲醸成を図るとともに、グローバルな視点で世界を眺め、ふるさとの良さを再発見するなど、多様な見方や考え方を育みます。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆国際交流料理教室、英会話教室、小学生米国派遣事業
◆中学生海外派遣事業
◆KET（各務原市英語指導助手）による英語教育の実施（再掲）
◆レッツ・トライ・イングリッシュ事業 |
|------|---|

33

男女平等教育やジェンダーアイデンティティ*の理解の促進

すべてのこども・若者が性別にとらわれることなく、社会や地域に参画できるよう、男女共同参画に関する知識の普及を行います。また、市民が多様な性のあり方を理解し、認めあえるよう、ジェンダーアイデンティティに対する理解を深めるための啓発を行います。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆学校における男女平等教育や女性活躍に向けた支援
◆各務原市人権施策推進指針に基づく人権教育・啓発事業（再掲）
◆性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する周知・啓発 |
|------|---|

34

消費者知識の普及啓発

消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、消費者教育を推進します。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | ◆消費者知識の普及啓発事業
◆消費生活*相談
◆消費者教育の推進
◆主権者教育等の推進 |
|------|--|

② ライフデザインを描くための支援

主な取組

35

キャリア教育*の 推進

こどもが将来の夢を思い描き、自分の可能性を伸ばすことができるよう、職業や仕事への理解を深めたり、自らの進路を考えたりする体験機会や学習機会を提供します。

主な 事業	◆夢チャレンジ事業*
	◆中学校職場体験
	◆キャリア・パスポート*の活用
	◆寺子屋事業（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業）（再掲）



<基礎学力定着事業「ららら学習室」>



<特別支援学校>



<中学生海外派遣事業>



<ものづくり見学事業>

施策4 若者の就労や結婚の希望を叶えるための支援

現状と課題

全国的な傾向と同様、本市においても出生数は減少し続けており、令和4年には839人と過去最少となっています。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であるといわれており、出会いの機会の減少や経済的不安などが背景にあることが考えられています。

多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚を望む若者がその希望を叶えられるよう、支援することが重要です。

具体的な取組

① 若者の雇用と経済的基盤安定のための支援

主な取組

36 若者の就労の 支援	若者の就労を支援するため、学校や市内企業と連携し、企業説明会やセミナーの実施や情報提供などを行います。また、各務原市地域職業相談室（シティハローワーク各務原）において、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。	
	主な事業	◆学内企業説明会 ◆雇用・人材育成推進協議会 ◆ハローワークとの連携 ◆保護者向けセミナー開催事業 ◆高校生・大学生向け市内企業見学バスツアー

② 結婚の希望が叶えられる環境づくり

主な取組

37 結婚を望む若 者への支援	重点	県、民間企業などと連携し、結婚を希望する若者への出会いの場・機会を提供するための広域的な取り組みや、婚活セミナーなどに関する情報提供を行います。	
		主な事業	◆婚活支援事業の実施 ◆結婚相談所の運営

施策5 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

こども・若者が自分らしく成長し、活躍するためには、安全で安心して過ごすことができる良好な成育環境が必要不可欠です。しかしながら、こども・若者を巻き込む事故や犯罪は後をたちません。また、近年はインターネット利用の低年齢化が進み、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

こども・若者自身が事故や犯罪から身を守るための知識を身につけるとともに、身近な大人がこども・若者を見守る取り組みが必要です。

具体的な取組

① 交通安全・防犯対策の推進

主な取組

38

交通安全教育の推進

こどもの生命・安全を脅かす交通事故などを未然に防ぐため、講習などを行い、交通安全についての正しい知識を伝え、安全意識を醸成します。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆交通安全教室*
◆自転車安全教室
◆交通事故や事故防止情報の提供
◆交通安全普及啓発活動の推進 |
|------|---|

39

通学路の安全対策の推進

こどもが交通事故や犯罪などの被害にあうことのないよう、横断歩道の待機場所や歩道への車両の進入を防止するため、防護柵を設置するとともに、保護者だけでなく、地域住民みんなでこどもを見守り、育てていく活動を推進します。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | ◆通学路ふれあい活動事業の支援
◆「子ども110番の家」の充実
◆交通安全施設の整備 |
|------|--|

40

防犯対策の推進

こども・若者が犯罪被害にあうことがないよう、防犯上必要な場所に自治会と連携して防犯灯（LED）を設置するとともに、警察等と連携して、保護者や地域に不審者や犯罪の情報を提供することにより、地域全体の防犯意識を醸成します。また、防犯ボランティア団体などによる活動を支援します。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | ◆犯罪・被害情報の提供
◆地域安全活動・地域防犯活動の推進
◆防犯灯の設置
◆犯罪被害者等支援事業 |
|------|--|

② 安心・安全な環境の整備

主な取組

41

こどもを取り巻く有害環境対策の推進

こども・若者を有害な環境から守り、犯罪や事故にあわないようにするため、地域の環境の実態把握や有害図書の回収などを行います。また、こどもが安全かつ主体的にインターネットを利用できるよう、メディア・リテラシー*の習得支援やこども及び保護者等に対する啓発、フィルタリング*の利用促進、ペアレンタルコントロール*による対応などを推進します。

主な事業

- ◆違反簡易広告物の除却
- ◆白いポストの設置（有害図書類回収）
- ◆メディア・リテラシー教育

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
保育所等利用待機児童数	0人	0人維持
90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合	18.9%	20.0%
将来の夢や目標がある児童	67.7%	UP
出会いの機会があると感じる市民の割合	新規 (R7市民満足度調査)	UP
婚姻率	8.9%	9.5%
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	42.5%	UP
地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	47.0%	UP



<交通安全教室>



<通学路ふれあい活動>

施策１ 困難な状況にあるこども・若者への支援

現状と課題

障がいやヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、さまざまな状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていくとともに、家庭、学校・保育所や幼稚園等、児童福祉施設、企業、地域などの相互協力や分野横断的な支援が求められています。

本市では、保育所等の入所において、障がいのあるこどもや医療的なケアが日常的に必要なこども（医療的ケア児*）が増加しており、児童の症状や発達に合わせて発育・成育を支援しています。また、就学後においても、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級で特別支援教室を利用する児童生徒、医療的ケア児が増加傾向にあります。本市におけるインクルーシブ教育システムの実現に向け、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要な児童生徒に対し、望ましい教育環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っている18歳未満のこどもとされています。ヤングケアラーが抱える困難は、ケア内容そのものの負担だけでなく、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている可能性もあるため、精神面を含めてこどもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。さらに、本人や家族に自覚がない場合や、言い出すことができないこどももあり、早期発見や切れ目のない支援につなげる取り組みが求められます。

ひきこもりは、その背景や要因、状況が複雑化、多様化しており、対応が行政分野の広範に及ぶため、それぞれの専門分野における対応とともに、各分野を横断した関係機関の連携による取り組みが必要です。また、日常の身近な出来事がきっかけになることも多く、誰にでも起こり得るものという社会全体の理解や認識を深めていくことが重要です。

また、本市の外国籍人口は増加傾向にあり、それにともない外国にルーツを持つこども・若者も増加しています。日常生活を送る上で文化や言語の違いが障壁にならないよう、こどもや保護者に対して日本語指導や多言語による情報発信など、こどもの学びや育ちを支えるための支援が必要です。

① 障がいのあるこども・若者の支援

主な取組

42

重点

障がいのあるこどもへの切れ目のない支援

障がいや難病、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。また、関係機関との情報共有体制を強化し、適切な相談窓口の紹介など、よりの確な対応に努めます。

主な事業

- ◆乳幼児発達支援推進協議会事業の充実
- ◆すくすく応援隊訪問事業*の充実
- ◆障がい児保育事業
- ◆ことばの相談（再掲）
- ◆特別支援教育の充実（再掲）
- ◆医療的ケア児支援体制の整備*

43

自立支援の促進

基幹相談支援センター「すまいる」*を中心に、相談・助言・訓練などを実施し、障がいのあるこども・若者の自立を支援します。

主な事業

- ◆基幹相談支援センター事業
- ◆自立支援事業
- ◆地域生活支援事業
- ◆障害児通所支援事業

44

経済的負担の軽減

国や県の制度の特別児童扶養手当*等の手続きについての確実な情報提供を行います。障がいのある人への助成制度をはじめ、障害児福祉手当等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

- ◆特別児童扶養手当の支給
- ◆重度障がい者医療費の助成
- ◆障害児福祉手当の支給
- ◆特別支援教育就学奨励費の支給

45

障がい児者施設の充実

福祉施設の適正な管理運営などを通して、障がいのあるこども・若者やその家族が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。また、福祉の里の施設内整備を行い、活動しやすい環境を整えます。

主な事業

- ◆障がい福祉サービス事業者との連携
- ◆福祉の里整備事業

② ヤングケアラーやひきこもり状態にある若者の支援

主な取組

46

重点

包括的な支援体制の整備

LINE 相談窓口などの相談支援を行うとともに、ヤングケアラーを早期発見し、適切な支援につなげられるよう、社会的認知度の向上を目的とした周知・研修を実施します。また、既存の制度や福祉サービスでは支援が届かないこども・若者に対して適切な支援を届けるための体制整備に取り組むとともに、分野にとらわれず、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ヤングケアラー相談窓口 ◆ヤングケアラーに関する周知啓発、研修事業 ◆ひきこもり支援対策プラットフォームの運用 |
|------|--|

③ 外国にルーツを持つこどもの支援

主な取組

47

安心して過ごすことができる居場所づくり

日本語が話せない外国籍のこどもや外国にルーツを持つこどもを対象に、日常の学校生活に困らない程度の初期指導や適応指導を行うなど、安心して過ごせる環境整備を推進します。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆Futuro 教室の運営 ◆外国にルーツを持つこどもが参加できるイベントの開催 ◆広報紙や申請書等の多言語化 ◆外国のこども等に対する保育所等での配慮 |
|------|---|



<Futuro 教室>



<Futuro 教室>

施策2 こどもの虐待防止の強化

現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

児童虐待件数は全国的に増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。増加の背景にはさまざまな要因が考えられますが、社会の児童虐待に対する認識の高まりに伴い、通報・相談が寄せられやすくなった一方で、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、孤立した状況の中で子育ての困難に向きあわざるを得ない世帯が多くなっていることなどが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年4月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置や、支援を要するこどもや妊産婦等へのサポートプランの作成などを進める方向が示されました。

本市においては、児童虐待などの家庭児童相談件数は近年横ばい状態ですが、こども家庭センターの設置に伴い、相談体制の強化を図り、関係機関とも密に連携することで虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行っています。

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、引き続き、虐待の未然防止、早期発見に取り組むとともに、親子関係の形成支援や、伴走型の支援などに取り組む必要があります。

具体的な取組

① 虐待の未然防止と総合的な支援

主な取組		
48 虐待の未然防止 と総合的な支援	重点	こども家庭センター等において個々の家庭に応じた支援・相談等や関係機関との連携により、支援が必要なこどもの早期発見と早期支援に努めます。
		主な事業 ◆家庭児童相談事業 ◆要保護児童*対策及びDV*対策地域協議会の充実 ◆基幹相談支援センター事業（再掲） ◆虐待の早期発見と予防に向けた取り組み及び事後支援の実施 ◆民生委員・児童委員*、主任児童委員との連携 ◆養育支援訪問事業* ◆子育て支援短期利用事業*（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

施策3 こどもの貧困解消の支援

現状と課題

こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、さまざまな側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。

国は、「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に法律名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなど法改正が行われました。

本市で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないよう、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で支えるという意識を持って、こどもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組

① 教育機会の充実

主な取組

49 重点 教育支援の推進

こどもが家庭の環境に左右されることなく、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会を提供します。生活困難度が高い世帯のこどもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。また、教育費の負担軽減を図ります。

主な事業	◆スクールソーシャルサポーター配置事業（再掲）
	◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」）（再掲）
	◆就学援助費の支給
	◆各務原市児童育成福祉助成金*
	◆幼児教育・保育料の無償化（3～5歳児）

② 生活の安定に向けた支援の推進

主な取組

50 子ども食堂への支援

地域のこどもやその保護者、高齢者等が集まって食事や交流をする場「子ども食堂」や「子ども宅食」を市内で運営する団体に対して、運営や開設に係る経費の一部を助成し、子ども食堂などの運営のための体制づくりを支援します。

主な事業	◆子ども食堂・子ども宅食支援事業（再掲）
------	----------------------

51

保護者の就労支援

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困難度が高い子育て世帯の保護者に対し、短期有期ではない定職や所得の増大につながる就労支援を行います。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆社協生活相談センター「さぽーと」の運営 ◆生活保護受給者への就労支援 ◆生活困窮者自立支援事業 |
|------|--|

52

重点

経済的な支援

各種手当の支給や助成制度などにより、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業（再掲） ◆児童扶養手当の支給 ◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 ◆放課後児童健全育成事業（利用料の減免） ◆保育料の軽減（0～2歳児） ◆副食費*の免除 ◆母子家庭等医療費の助成 ◆父子家庭医療費の助成 |
|------|--|

53

保護者の妊娠・出産期からの切れ目ない支援

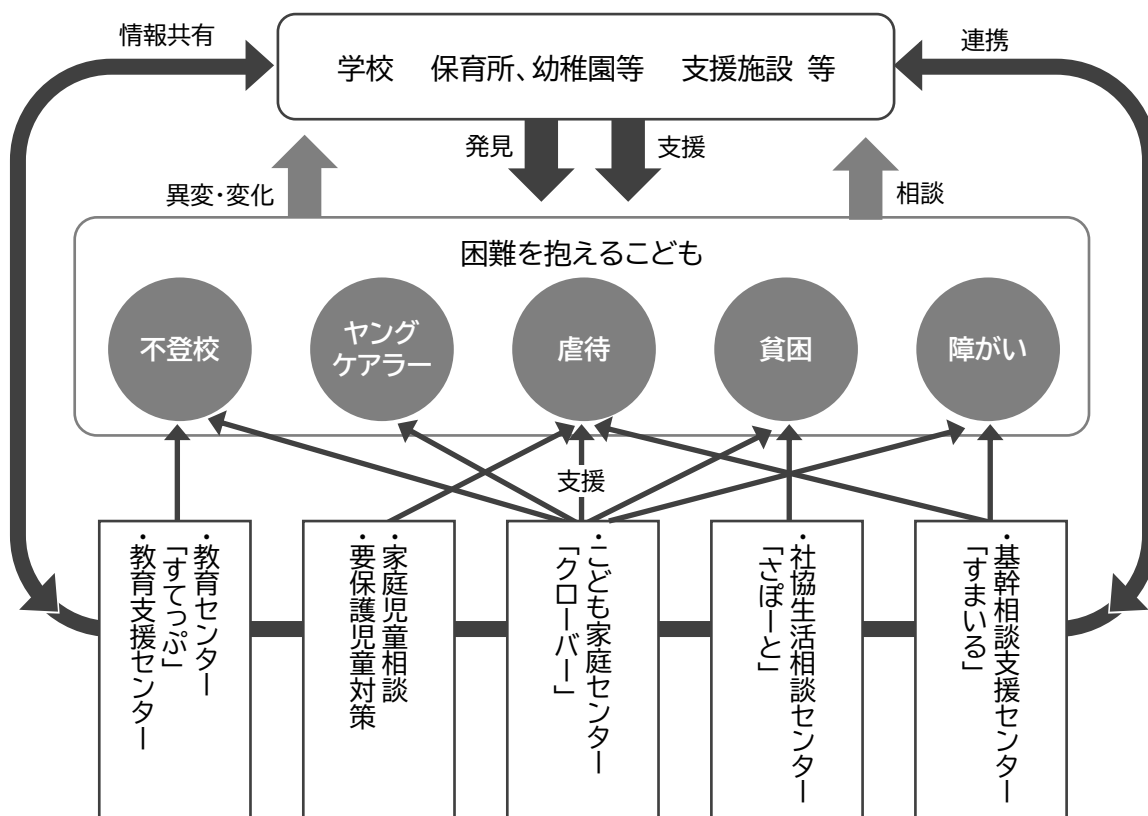
こどもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要なため、こども家庭センターをはじめ相談支援体制を充実し、家庭の状況を総合的に把握することで適切な支援につなげます。また、支援制度の情報が必要な人に届くよう発信します。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆こども家庭センター「クローバー」の運営（再掲） ◆教育センター「すてっぷ」（再掲） ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲） ◆赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）（再掲） ◆訪問指導事業（再掲） ◆インターネットを活用した子育て支援情報の提供 |
|------|---|

PICK UP 困難を抱える子どもへの包括的な支援体制

さまざまな困難を抱える子どもを行政や関係施設が連携し、支援します。

子どもと多くの時間関わる施設と密に連絡を取り、情報を共有することで、早期発見し解決することに努めます。



指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
基幹相談支援センター「すまいる」の認知度	24.2%	UP
外国にルーツを持つ子どもの学び場の増加	3か所	5か所
外国人市民*調査における「お子さんまたはあなた自身の学校と進路における不安な点」について何かしら不安があると回答した人の割合	51.0% (R3)	30.0%
就労支援事業*に参加した生活保護受給者の就労率（年間）	75.0%	82.5%
社協生活相談センター「さぽーと」の認知度	25.1%	UP

施策１ 子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行に加え、働き方や価値観の変化、地縁・血縁によるつながりの薄れなど、こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の負担や不安の増大が課題となっています。子育ての負担軽減など家庭の状況に応じた支援が必要です。

また、家庭はこどもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場のひとつです。こどもの発達や成長に最も影響を与える家庭で、こどもの育ちをしっかりと支えていくためには、保護者がこどもの成長に応じた育児を学び、「親自身の成長」を促すことが大切です。

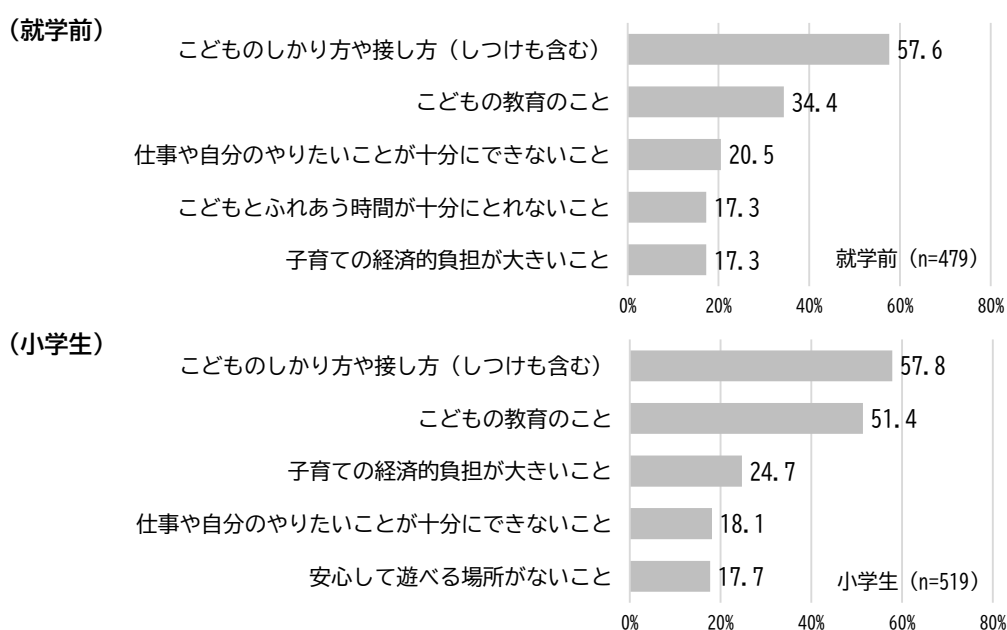
ニーズ調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、こどもへのしかり方や接し方、こどもの教育のこと、子育ての経済的負担が大きいことと回答する割合が高くなっています。子育てに関して学習する機会や相談支援、経済的負担の軽減などの支援が求められています。

子育てに関する情報の入手方法については、広報紙と回答した割合が最も高くなっていますが、経年で比較するとSNS（市公式LINE等）の割合が増加しています。また、情報の入手先がわからないという回答も一定数あります。

子育て家庭の育児力の向上に向け、子育てに関わる知識について学ぶ機会を提供するとともに、さまざまな媒体を活用した情報提供に取り組む必要があります。

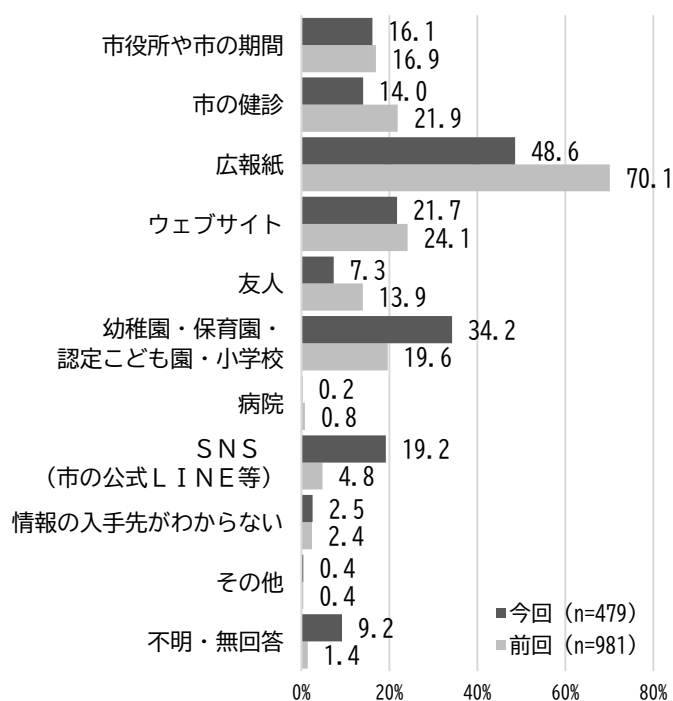
子育ての相談先に希望することとしては、こどもについて何でも相談できる総合的な窓口と回答した割合が最も高く、次いで専門的な機関が行う相談の場となっています（11 頁参照）。総合性と専門性の両方が求められています。

■子育てに関して日常悩んでいること、気になること（こどもの病気や健康、発育以外のこと）（上位5位を抜粋）

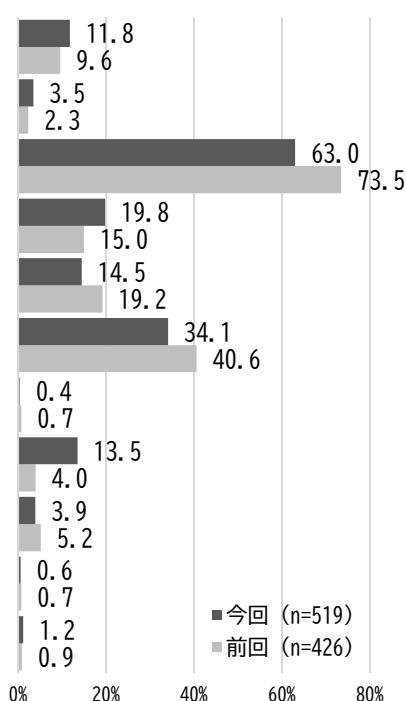


資料・ニーズ調査

■市の子育てに関する情報の入手方法
(就学前)



(小学生)



資料：ニーズ調査

具体的な取組

① 子育てに関する相談支援体制の充実

主な取組

54

重点

妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援

妊娠期から出産、子育てまで切れ目なく相談できる場を持ち、必要な支援を受けることができるよう、母子保健と児童福祉の機能を集約した「こども家庭センター」の運用など、相談支援体制の充実・強化を図ります。

主な事業

- ◆こども家庭センター「クローバー」の運営（再掲）
- ◆教育センター「すてっぷ」(再掲)
- ◆妊婦の健康相談事業（再掲）
- ◆母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業）(再掲)
- ◆すくすくホットライン（保育所等）
- ◆子ども館運営事業（再掲）
- ◆少年センター「ほっとステーション」の運営（再掲）

55

子育て支援情報の提供

さまざまな媒体を活用し、行政サービスや相談先などの子育て支援に関する情報を必要な人にわかりやすく届けられるよう発信します。

主な事業

- ◆子育て応援サイト「ポケット」の充実
- ◆インターネットを活用した子育て支援情報の提供（再掲）
- ◆子育て支援情報の提供（医療機関等への掲示）
- ◆子育てプチガイドの作成
- ◆「各務原市こども計画」の公表・周知

② 子育てを学ぶ機会の充実

主な取組

56

子育てを学ぶ
場の充実

家庭において、こどもの育ちの段階に応じた育児が適切に行われるよう、各種講座などの学習機会を提供し、子育て家庭の育児力の向上を支援します。

主な
事業

- ◆子育て広場事業*（家庭教育学級）
- ◆子ども館子育て講座・講演会
- ◆ライフデザインセンター親子・子育て世代対象講座

③ 子育てに関する経済的負担の軽減

主な取組

57

重点
経済的支援の
充実

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、多子世帯の病児保育の無償化や就学に係る資金を支援します。

主な
事業

- ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）
- ◆幼児教育・保育料の無償化（3～5歳児）（再掲）
- ◆児童手当の支給
- ◆多子世帯の病児・病後児保育の利用料の免除

58

こども医療費
の助成

0歳から18歳の年度末までのこどもの通院・入院医療費（保険診療分の自己負担相当額）を全額助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

主な
事業

- ◆こども医療費の助成

施策2 地域における子育て支援の推進

現状と課題

こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て家庭の孤立化が課題となっています。地域でこどもの成長を温かく見守り、子育て家庭を支える環境を整えるためには、親同士や地域との交流を充実させていくことが重要です。

本市では、地域において親子サロン*や子育てサークル、子ども食堂・子ども宅食などによる子育て家庭の孤立や不安感の軽減、地域とのつながりづくり、居場所づくりなどの取り組みが進められています。

引き続き、地域で活躍する人材や団体などを支援するとともに、関係機関や地域等とのネットワークを強化し、地域と子育て家庭をつなぐ取り組みが必要です。

具体的な取組

① 地域における親子の居場所づくりの推進

主な取組

59



親子のふれあいの場の提供

子ども館や幼稚園、保育所など身近な施設を活用し、こどもと保護者が一緒に遊べる場や地域の人と交流できる機会を提供します。

主な事業

- ◆子ども館運営事業（再掲）
- ◆幼稚園の子育て支援事業
- ◆すくすく子育て広場*（保育所等）
- ◆保育所地域活動の推進

60

親子の交流拠点への支援

身近な地域において気軽に集い、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、親子サロンなどを運営する団体に対して助成や活動の周知などの支援を行います。

主な事業

- ◆親子サロン運営支援
- ◆子育てサークル活動支援
- ◆子ども食堂・子ども宅食支援事業（再掲）

61

地域におけるこどもの活動の促進

スポーツ少年団や子ども会活動、ふれコミ隊*活動など、地域や関係機関等の協力によるこどもの地域活動を支援します。

主な事業

- ◆スポーツ少年団の育成（再掲）
- ◆子ども会等地域活動の支援
- ◆青少年の社会参加促進事業（ふれコミ隊）

② 地域ぐるみの子育て支援体制の強化

主な取組

62

重点

子育てボランティア活動の推進

地域の中で子育て家庭を支えられるよう、子育て家庭と地域住民の交流機会やボランティア活動を充実するとともに、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

主な事業

- ◆子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」
- ◆通学路ふれあい活動事業の支援（再掲）
- ◆ファミリー・サポート・センター*事業

63

地域の子育て支援力の発掘と養成

地域の子育て支援に関わる人材を確保するため、講座や研修会などを開催しその養成に取り組みます。また、新たな人材や団体を創出するため、幅広い市民に対して、地域全体で子育てを支える意識を啓発します。

主な事業

- ◆子ども館子育て支援講座
- ◆ファミリー・サポート・センター事業研修会

64

関係団体やNPO*との連携

子育て当事者が安心して子育てができるように、関係団体やNPOと連携し子育てをサポートする体制の充実を図ります。

主な事業

- ◆まちづくり活動助成事業*
- ◆NPO等への支援



<子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」>



<親子サロン>

施策3 子育てと仕事の両立支援

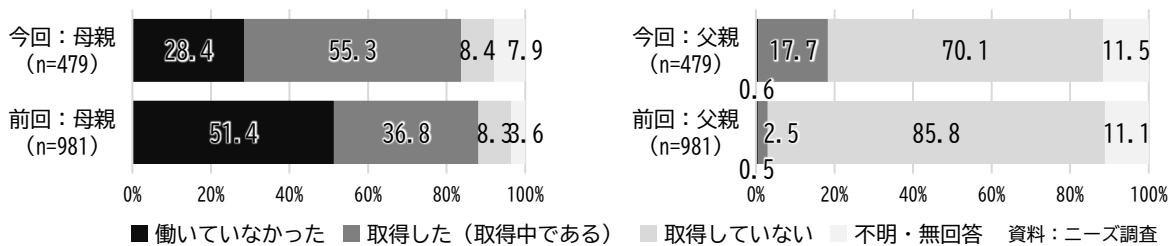
現状と課題

少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などが指摘されています。全国的に結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加し、共働き世帯が増加している中、その両立を支援していくことが重要です。

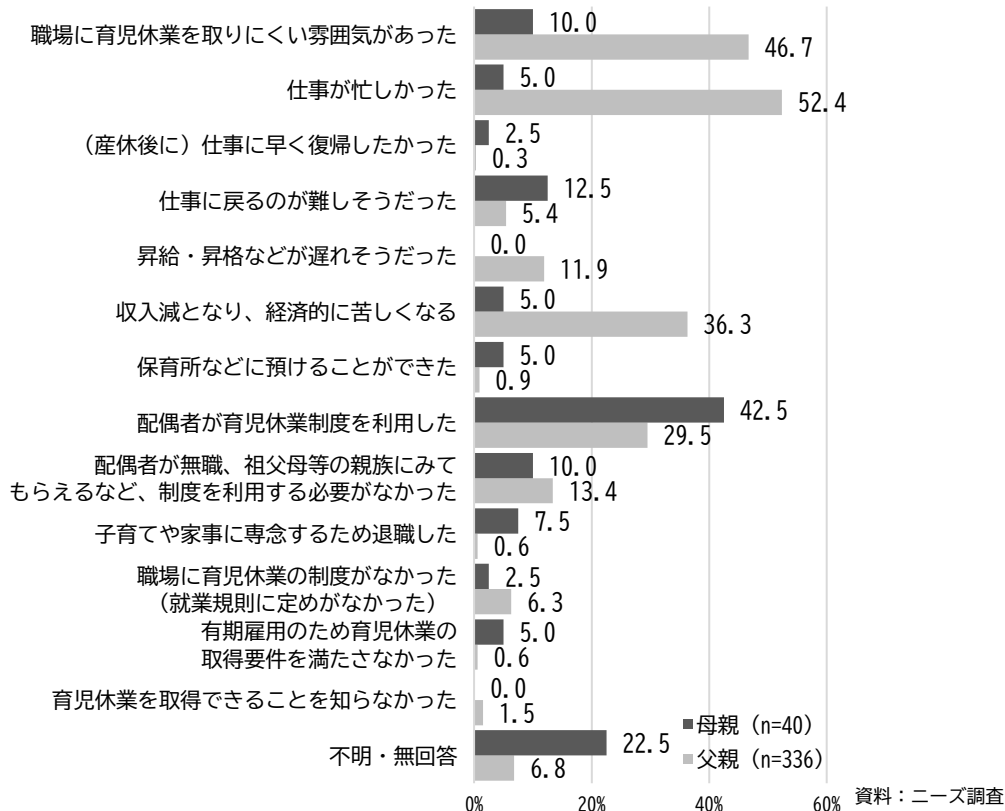
ニーズ調査によると、本市においても就労している母親は増加傾向にあります（11 頁参照）。一方で、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、父親などの育児参加の促進の割合が高くなっています（12 頁参照）。共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。

国は、令和3年6月の「育児・介護休業法」の改正により、令和4年10月から新たに「産後パパ育休制度」を施行し、仕事と育児の両立支援、父親の育児休暇の取得を促進しています。ニーズ調査によると、男性の育児休暇の取得について、経年で比較すると取得できている人は増加していますが、母親と比較すると低い状況となっています。取得していない理由として、仕事の忙しさ、職場の育児休業を取りにくい雰囲気と回答した割合が高くなっており、職場等における理解の促進が必要です。

■育児休暇の取得状況（就学前）



■育児休業を取得していない理由（育児休業を取得していないと回答した人のみ）（就学前）



① 共働き・共育での推進

主な取組

65

重点

男女が共に輝く
都市づくり啓発

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知や性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、市民や企業に対して啓発を行います。

主な
事業

◆男女が共に輝く都市づくり啓発（意識の普及）

66

両立支援事業の
促進

子育て中や子育て後の再就業や、仕事と子育ての両立を支援するため、セミナーや企業説明会の開催、情報提供などを行います。また、多様な働き方やニーズに応じた保育サービス等を提供します。

主な
事業

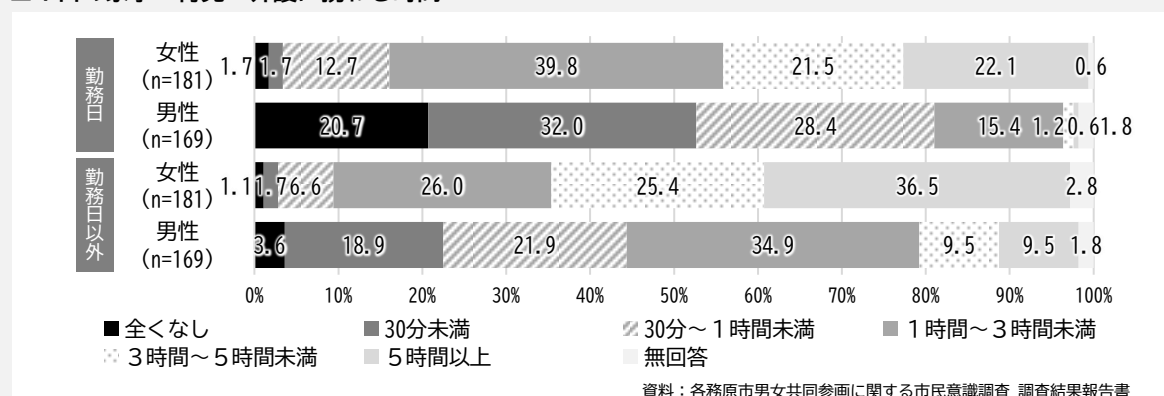
◆両立支援事業
◆女性向け合同企業説明会、企業見学会
◆ハローワークとの連携（再掲）
◆放課後児童健全育成事業（再掲）
◆通常保育事業（再掲）
◆延長保育事業（再掲）
◆病児・病後児保育事業（再掲）
◆一時預かり事業（再掲）
◆幼稚園預かり保育事業
◆ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

家事・育児等の役割分担について

近年、全国的に女性の就労が進み、共働き世帯が増加している一方で、家事・育児等は女性の役割と見なす意識は依然として根強く存在しています。

令和5年度に実施した「各務原市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、本市における配偶者がおり、職業に就いている人の家事・育児・介護に携わる時間について、勤務日では、男性では「全くなし」と「30分未満」を合わせて5割以上となっているのに対し、女性では「1時間～3時間未満」から「5時間以上」が合わせて8割以上となっています。勤務日以外では、男女ともに家事・育児・介護等に携わる時間は増加しているものの、男性では「1時間～3時間未満」が、女性では「5時間以上」が最も高くなっています。

■1日の家事・育児・介護に携わる時間



施策4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親世帯については、子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくく、さまざまな面で困難に直面しやすい状況にあります。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、さまざまな側面から支援を進めていくことが重要です。

また、離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められます。

具体的な取組

① ひとり親家庭の自立の促進

主な取組

67

経済的負担の軽減

ひとり親家庭や生活に困窮している世帯などの生活を支援するため、各種手当等を活用し、経済的な不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | ◆児童扶養手当の支給（再掲）
◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付（再掲）
◆放課後児童健全育成事業（利用料の減免）（再掲）
◆保育料の軽減（0～2歳児）（再掲）
◆母子家庭等医療費の助成（再掲）
◆父子家庭医療費の助成（再掲） |
|------|--|

68

ひとり親家庭の自立支援

就労を希望するひとり親家庭の保護者に対し、就労につながる資格取得への支援や個々の状況に応じた就労支援を行います。また、市民相談窓口などにおける養育費に関する相談や、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費を助成し、継続した履行確保を図ります。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
◆ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
◆高等職業訓練促進給付金事業
◆母子生活支援施設の活用
◆養育費の確保の推進 |
|------|---|

69

ひとり親家庭への支援制度等の情報提供

児童扶養手当現況届提出時に、受給者を対象に必要な支援制度について案内します。また、ひとり親家庭同士が交流や情報交換を行う機会を提供します。

- | | |
|------|---------------------------------|
| 主な事業 | ◆ひとり親家庭への支援制度の情報提供
◆仲良し親子の集い |
|------|---------------------------------|

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	92.0%	UP
子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合	51.2%	UP
子育て講座の参加者数	384人	395人
子ども館への乳児の来館率(年間)	69.6%	80.0%
ファミリー・サポート・センター会員数	419人	430人
「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	14.6%	20.0%
「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合	24.1%	37.0%
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP

※第4章の年度ごとの具体的な事業内容については、各務原市総合計画実施計画書にも位置づけます。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の利用量の見込みと確保方策

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

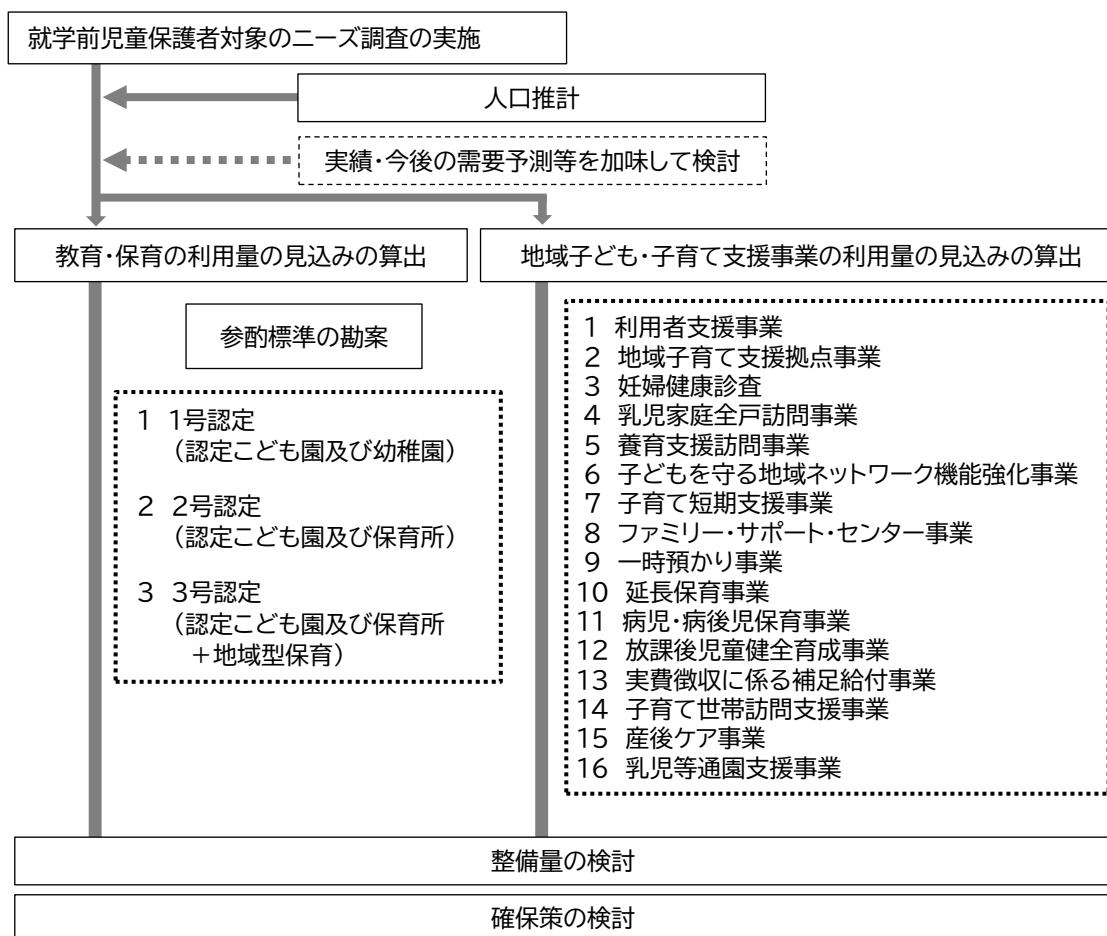
乳幼児期は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の充実が必要です。

本章では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として、本市の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとの量の見込みと確保方策を設定しました。

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用量推計は、計画期間におけるこども人口を推計し、就学前の保護者等を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や利用実績等を勘案して設定しました。

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



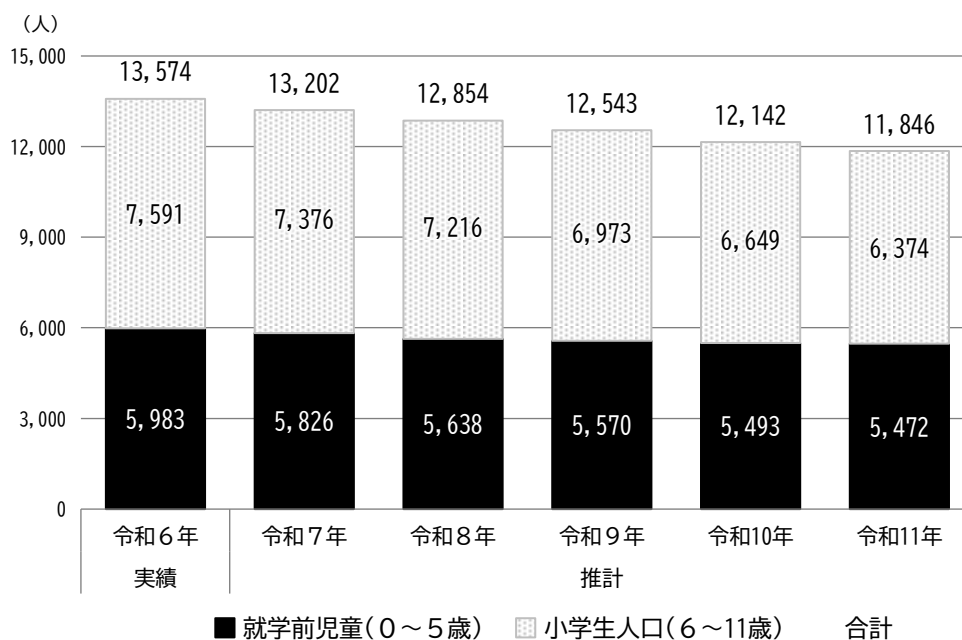
(2) こども人口の推計

本市の0～11歳のこども人口の推計をみると、全体の人数は減少する見込みです。

■子ども人口の推計

(人)

	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	13,574	13,202	12,854	12,543	12,142	11,846
0歳	857	868	865	861	857	854
1歳	911	904	901	897	893	888
2歳	997	934	921	917	913	911
3歳	984	1,004	949	937	932	931
4歳	1,112	996	1,007	955	944	942
5歳	1,122	1,120	995	1,003	954	946
0～5歳	5,983	5,826	5,638	5,570	5,493	5,472
6歳	1,198	1,135	1,125	1,003	1,008	961
7歳	1,256	1,189	1,125	1,116	993	1,002
8歳	1,295	1,236	1,185	1,122	1,112	993
9歳	1,247	1,319	1,234	1,187	1,122	1,112
10歳	1,256	1,234	1,316	1,229	1,185	1,123
11歳	1,339	1,263	1,231	1,316	1,229	1,183
6～11歳	7,591	7,376	7,216	6,973	6,649	6,374



資料：(実績値)各務原市「住民基本台帳」各年4月1日現在、(推計値)コーホート変化率法により算出

2 教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 教育・保育提供区域の設定

① 教育・保育提供区域とは

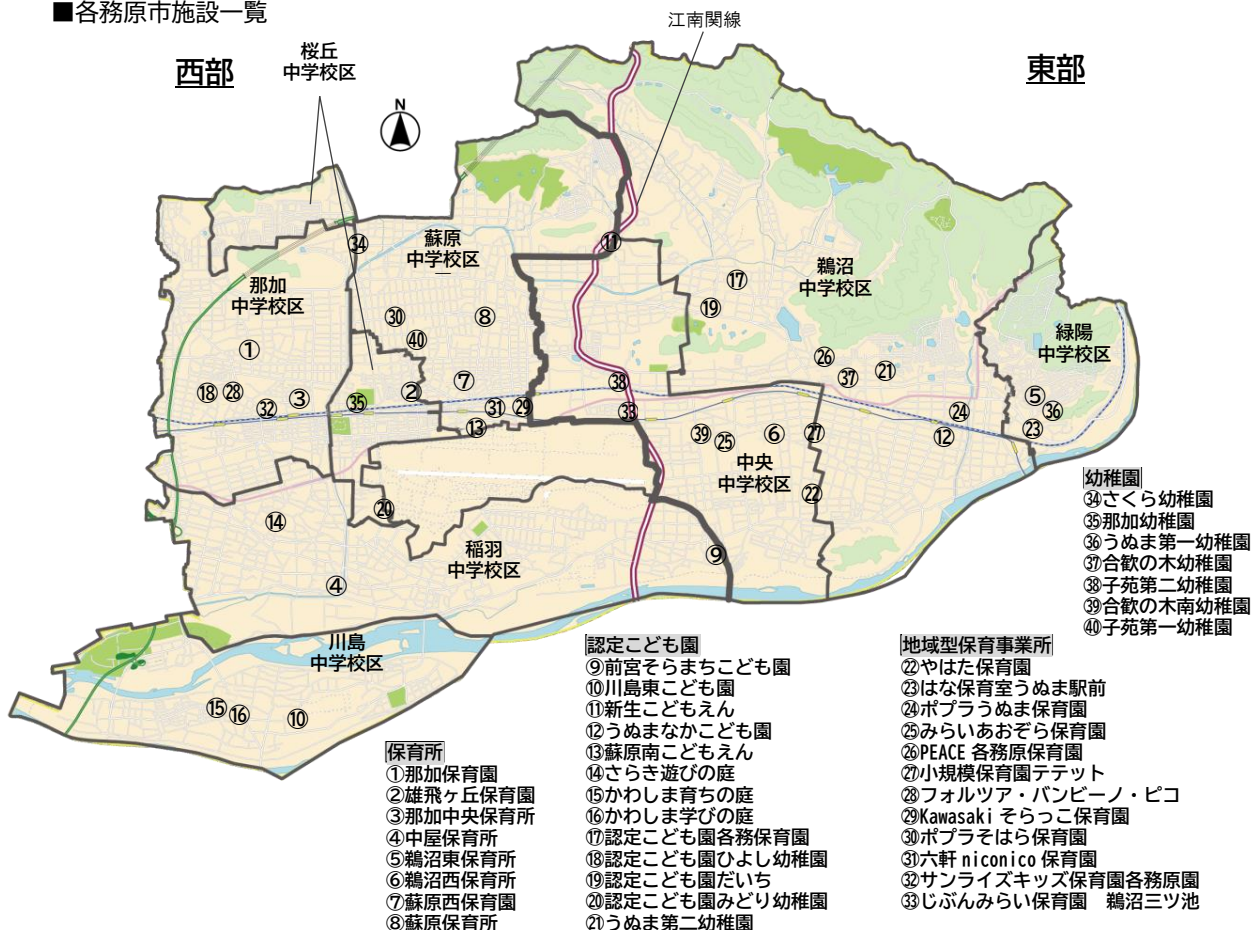
子ども・子育て支援法により、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者やこどもが容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定め、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「利用量の見込み」及び「確保方策」を設定します。

② 教育・保育の区域設定

保護者やこどもが容易に移動することが可能な区域に施設を確保する観点から、本市の東西に長い地理的条件に鑑み、児童の生活圏域である中学校区を基準とし、概ね主要地方道江南関線を境に「西部」と「東部」に区域設定します。

区域名称	含まれる中学校区
西部	那加中学校 桜丘中学校 稲羽中学校 川島中学校 蘇原中学校
東部	鶴沼中学校 緑陽中学校 中央中学校

■各務原市施設一覧



(2) 教育・保育施設数

■教育・保育施設数(令和7年4月1日時点)

		西部	東部	計
教育・保育施設(か所)		14	7	21
内 訳	保育所(園)	6	2	8
	認定こども園	8	5	13
確認を受けない幼稚園(か所)		3	4	7
地域型保育事業(か所)		5	7	12

※教育・保育施設…保育所(園)、認定こども園、(新制度に移行した幼稚園(※本市 該当施設なし))

※確認を受けない幼稚園…新制度に移行していない幼稚園

※地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業の総称

(3) 教育・保育の現状

■教育・保育の現状

		1号	2号	3号			
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
		教育ニーズ		保育ニーズ			
入所者総数(人)		1,271	645	1,223	81	379	449
内 訳	教育・保育施設	435	154	1,223	73	324	398
	確認を受けない幼稚園	836	491	-	-	-	-
	地域型保育事業	-	-	-	8	55	51

※教育・保育施設、地域型保育事業は令和6年8月1日時点の入所者数、確認を受けない幼稚園は令和6年5月1日時点の入所者数

※認定区分について

1号認定・教育二一ズ…幼児教育を希望する3～5歳のうち、預かり保育を利用しないこども及び、保育の必要性がない預かり保育を利用することも

2号認定・教育二一ズ…幼児教育を希望する3～5歳のうち、保育の必要性がある預かり保育を利用することも

2号認定・保育二一ズ…保育を必要とする3～5歳のこども

3号認定・保育二一ズ…保育を必要とする0～2歳のこども

(4) 教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保内容（市全域）

■量の見込みと確保の内容(市全域)

		1号		2号		3号		
		3～5歳		3～5歳		0歳	1歳	2歳
		教育ニーズ			保育ニーズ			
令和7年度	【参考】児童数推計(人)				3,120	868	904	934
	①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))	1,423	886	1,210	176	383	375	
		2,309						
	保育利用率	-			38.8%	20.3%	42.4%	40.1%
	②確保の内容(人)	2,863			1,344	212	452	443
	教育・保育施設※	763			1,344	163	372	365
	確認を受けない幼稚園※	2,100			-	-	-	-
	地域型保育事業※	-	-	-	49	80	78	
過不足(②-①)(人)	554			134	36	69	68	
令和8年度	【参考】児童数推計(人)				2,951	865	901	921
	①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))	1,338	787	1,225	184	400	385	
		2,125						
	保育利用率	-			41.5%	21.3%	44.4%	41.8%
	②確保の内容(人)	2,478			1,419	218	469	452
	教育・保育施設※	858			1,419	169	389	374
	確認を受けない幼稚園※	1,620			-	-	-	-
	地域型保育事業※	-	-	-	49	80	78	
過不足(②-①)(人)	353			194	34	69	67	
令和9年度	【参考】児童数推計(人)				2,895	861	897	917
	①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))	1,297	744	1,253	192	416	399	
		2,041						
	保育利用率	-			43.3%	22.3%	46.4%	43.5%
	②確保の内容(人)	2,373			1,434	241	522	500
	教育・保育施設※	1,093			1,434	192	442	422
	確認を受けない幼稚園※	1,280			-	-	-	-
	地域型保育事業※	-	-	-	49	80	78	
過不足(②-①)(人)	332			181	49	106	101	
令和10年度	【参考】児童数推計(人)				2,830	857	893	913
	①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))	1,256	530	1,443	200	432	413	
		1,786						
	保育利用率	-			51.0%	23.3%	48.4%	45.2%
	②確保の内容(人)	1,798			1,794	261	555	532
	教育・保育施設※	1,438			1,794	212	475	454
	確認を受けない幼稚園※	360			-	-	-	-
	地域型保育事業※	-	-	-	49	80	78	
過不足(②-①)(人)	12			351	61	123	119	

※教育ニーズの利用量の見込みは満3歳児を含める

		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育ニーズ		保育ニーズ		
令和11年度	【参考】児童数推計(人)	2,819		854	888	911
	①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))	1,233	520	1,465	207	447
		1,753				
	保育利用率	-	52.0%	24.2%	50.3%	46.9%
	②確保の内容(人)	1,798		1,794	261	555
	教育・保育施設※	1,438		1,794	212	475
	確認を受けない幼稚園※	360		-	-	-
	地域型保育事業※	-	-	-	49	80
過不足(②-①)(人)		45		329	54	108
					104	

※教育ニーズの利用量の見込みは満3歳児を含める

<現状・課題と今後の取り組み>

市内には令和7年4月1日時点で、保育所(園)が8施設、認定こども園が13施設、地域型保育事業所が12施設、確認を受けない幼稚園が7施設あります。

児童人口は減少傾向にありますが、社会情勢の変化等から入所率は上昇し、利用者も増加していくことを見込み、令和7年4月に地域型保育事業所を6施設開設しました。また、確認を受けない幼稚園の認定こども園化が進む予定です。

本市においては、令和6年度現在、待機児童はありません。利用希望も加味した今後の需要予測である「利用量の見込み」の値はすべて、利用定員に対する今後の整備目標である「確保の内容」を下回っています。したがって、保育利用率の目標値は、各年度の3歳未満の推計児童数に占める「確保の内容」の割合とします。

今後も保育ニーズに対応して、確保体制の充実を図っていきます。

(5) 教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保内容（区域別）

①「教育」の利用量の見込みと確保方策（西部）

■量の見込みと確保の内容(西部)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	3-5歳	3-5歳
【参考】児童数推計(人)		1,900		1,828		1,804	
①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))		805	537	769	512	749	500
		1,342		1,281		1,249	
②前年度における確保体制(人)		1,494		1,477		1,482	
③過不足②-①(人)		152		196		233	
確保内容 (人)	教育・保育施設	▲17		5		0	
	確認を受けない幼稚園	0		0		0	
④合計(人)		▲17		5		0	
過不足(③+④)(人)		135		201		233	

		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
【参考】児童数推計(人)		1,774		1,768	
①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))		729	403	716	396
		1,132		1,112	
②前年度における確保体制(人)		1,482		1,137	
③過不足②-①(人)		350		25	
確保内容 (人)	教育・保育施設	175		0	
	確認を受けない幼稚園	▲520		0	
④合計(人)		▲345		0	
過不足(③+④)(人)		5		25	

<現状・課題と今後の取り組み>

西部には令和7年4月1日時点で、認定こども園（教育部分）が8施設、確認を受けない幼稚園が3施設あります。

確認を受けない幼稚園が、順次認定こども園となることで、確保定員は減少していきませんが、利用者の見込みから、現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

②「保育」の利用量の見込みと確保方策（西部）

■量の見込みと確保の内容(西部)

		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,900	527	557	578	1,828	523	555	570
①利用量の見込み(人)		768	93	246	250	757	94	256	257
②前年度における確保体制		936	138	269	274	910	138	292	297
③過不足(②-①)(人)		168	45	23	24	153	44	36	40
確保内容 (人)	教育・保育施設	▲26	▲18	▲11	▲12	▲3	0	0	0
	地域型保育事業	-	18	34	35	-	0	0	0
④合計(人)		▲26	0	23	23	▲3	0	0	0
過不足(③+④)(人)		142	45	46	47	150	44	36	40

		令和9年度				令和10年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,804	522	552	569	1,774	519	549	565
①利用量の見込み(人)		765	96	266	267	852	97	275	276
②前年度における確保体制(人)		907	138	292	297	877	143	305	309
③過不足(②-①)(人)		142	42	26	30	25	46	30	33
確保内容 (人)	教育・保育施設	▲30	5	13	12	180	10	17	18
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0
④合計(人)		▲30	5	13	12	180	10	17	18
過不足(③+④)(人)		112	47	39	42	205	56	47	51

		令和11年度			
		2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,768	519	547	565
①利用量の見込み(人)		866	98	285	286
②前年度における確保体制(人)		1,057	153	322	327
③過不足(②-①)(人)		191	55	37	41
確保内容 (人)	教育・保育施設	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	0	0	0
④合計(人)		0	0	0	0
過不足(③+④)(人)		191	55	37	41

<現状・課題と今後の取り組み>

西部には令和7年4月1日時点で、保育所（園）が6施設、認定こども園（保育部分）が8施設、地域型保育事業所が5施設あります。

利用者の見込みから、現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

③「教育」の利用量の見込みと確保方策（東部）

■量の見込みと確保の内容(東部)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
【参考】児童数推計(人)		1,220		1,123		1,091	
①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))		618	349	569	275	548	244
		967		844		792	
②前年度における確保体制(人)		1,755		1,386		996	
③過不足(②-①)(人)		788		542		204	
確保内容 (人)	教育・保育施設	86		90		235	
	確認を受けない幼稚園	▲455		▲480		▲340	
④合計(人)		▲369		▲390		▲105	
過不足(③+④)(人)		419		152		99	

		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
【参考】児童数推計(人)		1,056		1,051	
①利用量の見込み (必要利用定員総数(人))		527	127	517	124
		654		641	
②前年度における確保体制(人)		891		661	
③過不足(②-①)(人)		237		20	
確保内容 (人)	教育・保育施設	170		0	
	確認を受けない幼稚園	▲400		0	
④合計(人)		▲230		0	
過不足(③+④)(人)		7		20	

<現状・課題と今後の取り組み>

東部には令和7年4月1日時点で、認定こども園（教育部分）が5施設、確認を受けない幼稚園が4施設あります。

確認を受けない幼稚園の認定こども園化が進み、確保定員は減少していきませんが、利用者の見込みから現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

④「保育」の利用量の見込みと確保方策（東部）

■量の見込みと確保の内容(東部)

		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,220	341	347	356	1,123	342	346	351
①利用量の見込み(人)		442	83	137	125	468	90	144	128
②前年度における確保体制		398	68	150	136	434	74	160	146
③過不足(②-①)(人)		▲44	▲15	13	11	▲34	▲16	16	18
確保内容 (人)	教育・保育施設	36	3	2	2	78	6	17	9
	地域型保育事業	-	3	8	8	-	0	0	0
④合計(人)		36	6	10	10	78	6	17	9
過不足(③+④)(人)		▲8	▲9	23	21	44	▲10	33	27

		令和9年度				令和10年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,091	339	345	348	1,056	338	344	348
①利用量の見込み		488	96	150	132	591	103	157	137
②前年度における確保体制		512	80	177	155	557	98	217	191
③過不足(②-①)(人)		24	▲16	27	23	▲34	▲5	60	54
確保内容 (人)	教育・保育施設	45	18	40	36	180	10	16	14
	地域型保育事業	-	0	0	0	-	0	0	0
④合計		45	18	40	36	180	10	16	14
過不足(③+④)		69	2	67	59	146	5	76	68

		令和11年度			
		2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳
【参考】児童数推計(人)		1,051	335	341	346
①利用量の見込み		599	109	162	142
②前年度における確保体制		737	108	233	205
③過不足(②-①)(人)		138	▲1	71	63
確保内容 (人)	教育・保育施設	0	0	0	0
	地域型保育事業	-	0	0	0
④合計		0	0	0	0
過不足(③+④)		138	▲1	71	63

<現状・課題と今後の取り組み>

東部には令和7年4月1日時点で、保育所(園)が2施設、認定こども園が5施設(保育部分)、地域型保育事業所が7施設あります。

若干の過不足が発生している年度もありますが、市全域でみると充足しており、現在の確保体制で対応することが可能であると考えます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域利用を前提としている事業がほとんどであり、区域割りの考え方に馴染まないため市域を1つの教育・保育提供区域とします。

(1) 利用者支援事業

妊娠期から子ども、子育て家庭に関する総合窓口として、妊娠や出産、子ども、子育てに関する相談や虐待などの問題を抱えたこどもの相談支援を実施する事業です。

こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

また、妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。実績と推計人口を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て 相談機関	利用量の見込み (か所)		5	5	5	5	5
	確保の内容	0	5	5	5	5	5
こども家庭 センター型	利用量の見込み (か所)		1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1	1
妊婦等包括 相談支援 事業型	利用量の見込み (回)		2,604	2,595	2,583	2,571	2,562
	確保の内容	2,649	2,604	2,595	2,583	2,571	2,562

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や地域の人との交流、子育てについての相談、情報の提供などを行う事業です。主な実施場所に子ども館があり、家庭での育児がもっと楽しくなるよう、育児に関する講座や講演会を実施しています。また、育児の不安を解消するための相談業務を実施しています。

利用実績と推計人口を考慮し、利用量を設定しています。少子化により、利用者数の減少が見込まれますが、今後も地域の子育て家庭に寄り添い、きめ細かな支援を実施します。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	延べ人数(人/年)		40,234	39,952	39,773	39,595	39,446
	実施か所数(か所)		5	5	5	5	5
確保の内容	実施か所数(か所)	5	5	5	5	5	5

※実施場所…さくら子ども館、あさひ子ども館、うぬま子ども館、そはら子ども館、かわしま子ども館

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、健康状態の把握、検査計測や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

推計〇歳人口により、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出者数(実人数)		886	868	865	861	857	854
1人あたりの健診回数(回)		16	16	16	16	16	16
利用量の見込み(配布件数×1人あたりの回数)		14,176	13,888	13,840	13,776	13,712	13,664
確保の内容		実施機関：こども家庭センター 実施体制：委託医療機関など 健診時期：妊娠初期から分娩まで 検査項目：国が示す基本的な妊婦健康診査の項目及び標準的な検査					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後1～2か月頃の乳児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行います。発育や母乳相談、保護者の気持ちに寄り添いながら子育て支援に関する情報を提供し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける事業です。

すべての家庭を訪問していることから、推計0歳人口を利用量の見込みとして設定しています。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み (人/年)		868	865	861	857	854
確保の内容	883	実施体制：保健師・助産師 実施機関：こども家庭センター				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

利用実績と推計人口（0～17歳）の減少率を考慮し、利用量を設定しています。

虐待を受けている児童や要保護児童等を早期に発見し適切な保護または支援につなげるため、そのこどもや子育て家庭に関わるすべての関係機関が連携し、情報共有しながら迅速かつ適切な支援の充実を図ります。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 延べ人数(人/年)		346	337	329	322	315
確保の内容 延べ人数(人/年)	362	346	337	329	322	315

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

医療、教育機関や警察などの関係機関が参加する要保護児童対策及びDV対策地域協議会の実務者会議を毎月開催し、また、必要に応じて関係機関等の担当者を招集する個別ケース会議を開催することで、関係機関と情報を共有、連携を図りながら、要保護、要支援家庭等に対する適切な支援に努めます。実績を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 会議開催回数(回/年)		51	51	51	51	51
確保の内容 会議開催回数(回/年)	49	51	51	51	51	51

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

利用実績と子育て相談件数の増加を考慮し、利用量を設定しています。市外の児童養護施設との業務利用契約により受け入れを確保します。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 延べ人数(人/年)		25	24	23	22	22
確保の内容 延べ人数(人/年)	14	25	24	23	22	22

(8) ファミリー・サポート・センター事業

育児に関する援助をしてほしい人（利用会員）と援助をしたい人（提供会員）とを結び、地域で相互援助活動をする事業です。

利用実績を考慮し、利用量を設定しています。事業内容を積極的に周知し、会員の登録数の増加を図ります。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 延べ人数(人/年)		190	190	190	190	190
確保の内容 延べ人数(人/年)	190	190	190	190	190	190

(9) 一時預かり事業

保育所等では、保護者の急な病気や冠婚葬祭、育児疲れなどで子育てができないときに、こどもを一時的に預かる事業を実施しています。

ニーズ調査による利用希望量と利用実績を考慮し、利用量を設定しています。

保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を担っていることから、保護者のニーズを確認しながら、環境の整備に努めます。

また、幼稚園等では、在園児のみを対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者のニーズに応じて、希望する人を対象に一時預かり事業を実施します。ニーズ調査による利用希望量と利用実績を考慮し、利用量を設定するとともに、私立幼稚園等での受け入れを確保していきます。

なお、今後高まっていくことが見込まれる1・2歳児の保育ニーズに対応していくために満2歳児からの幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を必要に応じて実施し、定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保の内容【一時預かり(幼稚園型を除く):保育所等での在園児を対象としない一時預かり】

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み 利用量の	延べ人数(人/年)		3,042	3,091	3,109	3,115	3,118
	実施か所数(か所)		22	22	22	22	22
内容 確保の	延べ人数(人/年)	2,526	3,042	3,091	3,109	3,115	3,118
	実施か所数(か所)	16	22	22	22	22	22

■量の見込みと確保の内容【一時預かり事業(幼稚園型):幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり】

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み 利用量の	延べ人数(人/年)		134,239	130,957	125,818	124,641	123,217
	実施か所数(か所)		20	21	21	21	21
内容 確保の	延べ人数(人/年)	122,614	134,239	130,957	125,818	124,641	123,217
	実施か所数(か所)	19	20	21	21	21	21

(10) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。利用実績と0～2歳の保育所利用者の増加傾向を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み 利用量の	実人数(人/年)		307	306	305	305	305
	実施か所数(か所)		28	28	28	28	28
内容 確保の	実人数(人/年)	291	307	306	305	305	305
	実施か所数(か所)	22	28	28	28	28	28

(11) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期のこどもで、保護者が就労等の理由で育児できない際に、保育施設等でこどもを預かる事業です。

利用実績を考慮し、利用量を設定しています。

こどもの急な容態の変化にも対応できるよう医療機関と併設の施設で実施するとともに、県内市町と利用委託契約を結び、より利用しやすい環境づくりに努めます。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み 利用量の	延べ人数(人/年)		214	247	280	313	346
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
内容 確保の	延べ人数(人/年)	181	214	247	280	313	346
	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1

※実施場所…病児保育園こあら

(12) 放課後児童健全育成事業

放課後に帰宅しても保護者が就業等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の見守りだけでなく、支援員の活動支援のもと、基本的な生活習慣や児童同士の交わりを通じた社会性の習得など、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日や夏休み等の長期休暇中にも実施します。

利用量の見込みについては、実績を考慮し設定しています。今後も、放課後児童クラブにおける育成支援を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、保護者のニーズとこどもの最善の利益の実現を考慮し取り組んでいきます。

施設については、学校と連携し、余裕教室や共有教室の活用を検討し、安全・安心な環境づくりに努めます。

■量の見込みと確保の内容

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の 見込み	実人数(人/年)		1,496	1,593	1,681	1,724	1,774
	実施か所数(か所)		20	20	20	20	20
確保の 内容	実人数(人/年)	1,277	1,496	1,593	1,681	1,724	1,774
	うち低学年	1,060	1,218	1,297	1,368	1,403	1,444
	うち高学年	217	278	296	313	321	330
	実施か所数(か所)	20	20	20	20	20	20

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に係る費用のうち、副食に要する費用を助成します。幼稚園の認定こども園化に伴い減少していく見込みです。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 延べ支給児童数 (人/年)		217	197	117	110	100
確保の内容 延べ支給児童数 (人/年)	237	217	197	117	110	100

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

国の手引きが示す算定方法により、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 利用日数(日/年)	352	342	334	327	320
確保の内容 利用日数(日/年)	352	342	334	327	320

(15) 産後ケア事業

出産後1年以内の母と子に対して、医療機関や助産所に宿泊や通所したり、又は助産師が訪問して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。産後うつなどのリスクが高い場合など、産後ケア事業を必要とする人が利用することで、育児不安の軽減を図ります。

利用実績と利用者の増加傾向を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 延べ人数(人/年)		279	336	386	441	499
確保の内容 延べ人数(人/年)	125	279	336	386	441	499

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている状況にあります。すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を運用します。本市は、令和7年度を準備期間とし、令和8年度から実施します。

国の手引きが示す算定方法を参考に、本市の実情を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み 必要定員数(人)	—	59	57	55	54
確保の内容 必要定員数(人)	—	59	57	55	54

※本事業は、令和7年度までは地域子ども・子育て支援事業の枠組みで実施しますが、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」として実施する予定です。

4 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設で、保護者や多様化するニーズに応えることが可能です。

本市においては、これまでに私立保育所7園と幼稚園4園が認定こども園に移行しており、さらに令和7年度には、私立保育所1園と私立幼稚園1園が認定こども園へ移行します。

国は、認定こども園への認可手続きの簡素化などにより、既存の保育所や幼稚園が認定こども園への移行をしやすいするなど、その普及のための施策を打ち出してきました。本市においても、認定こども園は、各提供区域における教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な役割を果たす施設となっています。

保育所や幼稚園等の既存施設からの認定こども園への移行については、園児等の保護者や地域のニーズ、状況を踏まえて、運営者が自らの意思で選択できるよう、正しい情報の提供を行うなど適切な支援に努めていきます。

また、教育・保育の必要量とその確保に係る調整について、既存の保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する際には、円滑な移行を支援します。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望する園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は各務原市子ども・子育て会議において、その都度検討します。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方法

本市では、保育所等において、その質を高めていくことが行政の責務であるとの考えの下、保育の質の向上を図るために、積極的に研修を推進してきました。具体的には、公立保育所と私立保育所・認定こども園が定期的に園長会を開催し、保育における課題や情報共有に努めるとともに、課題研究や研修会、講演会の開催など保育の質の向上に焦点を当てた研修に取り組んできました。

また、3歳未満児を預かる地域型保育事業所においても、定期的な園長会を市主催で行うとともに、年に数回、保育所・認定こども園の園長会への参加や、研修等への参加など、市全体で保育の質の向上を目指した取り組みを進めています。地域型保育事業所と教育・保育施設との連携・接続については、こどもの育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けることができるよう、地域型保育事業所の連携施設の確保を積極的に支援しています。

一方、幼児期の教育については、各幼稚園においてそれぞれに研鑽が積まれ、各園の建学の精神に基づく園内研修などにより高められてきました。

これまでも、市が主催する研修や講演会の一部においては、保育所や認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に参加を呼び掛けるなど、市全体として、教育・保育の質の向上を目指してきました。

これからも、保育士や幼稚園教諭等が相互に情報交換や交流ができる機会として、合同で参加できる研修や講演会の場を設け、専門性の向上に努めていきます。

地域子ども・子育て支援事業では、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援事業の充実により、地域ぐるみで子育て家庭をも守り、子育てに対する不安や負担を和らげ、子育ての喜びを感じることができるような環境の整備を進めます。

(3) 保育所や認定こども園、幼稚園と小学校等の連携についての推進方法

保育所や認定こども園、幼稚園といった就学前に通う教育・保育施設から小学校へ入学することは、こどもたちにとって大きな転機となり、その不安や期待が、落ち着きのなさや新しい環境への適応の難しさとして現れてしまうことがあります。そのため、この転機に関わる大人たちが幼保小連携の取り組みによって、教育・保育施設での生活を通して学んできたことを、小学校生活の中でも十分に発揮できるように、就学前から小学校へのスムーズな接続を図り、就学前の教育・保育施設と小学校の「段差」を解消して、こどもたちが安心して小学校生活を送ることができるように環境を整える必要があります。

本市では、保育所や認定こども園、幼稚園の職員が参加できる講演会や研修を通じて共通理解を図るなどして、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を図ります。また、小学校との連携を図るため、小学校での授業参観や、保育所等における公開保育への参観などを通じて、こどもやこどもを取り巻く環境についての情報共有を行うとともに、職員間の交流を進め、保育所や認定こども園、幼稚園から小学校へのこどもの育ちと学びの円滑な連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にともない新設された「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

第6章 計画の推進

1 基本的方針

本計画は、保護者、事業者代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等、幅広い方々の参画を得て設置している「各務原市子ども・子育て会議」において審議を行い、その審議内容を踏まえ、本市が策定したものです。

本計画を着実に推進し、基本理念を実現するためには、家庭、地域、学校、企業、NPO法人等各種団体が、互いを尊重しながら、行政とともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を進めることが必要です。各種団体が連携することにより、きめ細かく、柔軟で迅速な支援を展開します。

本計画の効率的・効果的な推進を図るため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））による進行管理を行います。また、毎年度の取り組みの進捗状況を「各務原市子ども・子育て会議」に報告し、同会議において点検・評価を行うことで基本理念の達成に向けた効果検証、施策の改善、充実を図ります。

なお、計画の内容や進捗状況については、「各務原市子ども・子育て会議」実施後に、市ウェブサイト等で市民に周知を図ります。

2 社会経済情勢の変化への対応

本市では、今後5年間、本計画に基づき施策を展開していきませんが、社会経済情勢がめまぐるしく変化しても、その状況に応じて適時適切に施策を講じていかなければなりません。

そのため、OODA（ウーダ）ループの考え方を取り入れます。OODAループは、Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）の4段階を繰り返すことによって、現状を把握・分析し、時代や環境の変化に即応し、迅速に意思決定を行って行く手法です。

計画期間において、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを常に把握し、的確に対応するため、PDCAサイクルにOODAループの考え方を取り入れ、より効果的に施策を推進します。

■進行管理のイメージ



3 指標及び目標値

■指標一覧

項目		現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり			
市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聴いてもらえていると思う小中学生の割合		74.5% (R6)	UP
市民のアイデアや意見が市政に反映されていると思う中高生の割合		17.0%	UP
人権を尊重しあえていると感じる市民の割合		66.5%	UP
放課後児童クラブ待機児童数		0人	0人維持
近くで行きたくなると思う公園がある中高生の割合		新規 (R7市民満足度調査)	UP
基本目標Ⅱ ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供			
妊婦健康診査受診票利用率		71.5%	UP
4か月児健康診査未受診対応率		100%	100%
こども家庭センター「クローバー」の認知度		29.7%	UP
全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合		小 28.6% 中 50.7%	小 35.0% 中 52.0%
自殺死亡率（人口10万対）		15.1	12.0
基本目標Ⅲ こどもが自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり			
保育所等利用待機児童数		0人	0人維持
90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合		18.9%	20.0%
将来の夢や目標がある児童		67.7%	UP
出会いの機会があると感じる市民の割合		新規 (R7市民満足度調査)	UP
婚姻率		8.9%	9.5%
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合		42.5%	UP
地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合		47.0%	UP

項目		現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
基本目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実			
	基幹相談支援センター「すまいる」の認知度	24.2%	UP
	外国にルーツを持つこどもの学び場の増加	3か所	5か所
	外国人市民調査における「お子さんまたはあなた自身の学校と進路における不安な点」について何かしら不安があると回答した人の割合	51.0% (R3)	30.0%
	就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率（年間）	75.0%	82.5%
	社協生活相談センター「さぼーと」の認知度	25.1%	UP
基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実			
	この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	92.0%	UP
	子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合	51.2%	UP
	子育て講座の参加者数	384人	395人
	子ども館への乳児の来館率（年間）	69.6%	80.0%
	ファミリー・サポート・センター会員数	419人	430人
	「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	14.6%	20.0%
	「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合	24.1%	37.0%
	育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP

資料編

1 主な事業一覧

※「関係課」について、市の機構改革のため令和7年度以降の課名を記載しています。

頁	主な事業	関係課	頁	主な事業	関係課
目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり					
20	学校における人権教育	学校教育課	20	各務原市人権施策推進指針に基づく人権教育・啓発事業	いきいき楽習課
20	こどもの権利について発信するウェブサイト等の作成	こども政策課	21	市長への提案箱	まちづくり推進課
21	まちづくりミーティング	まちづくり推進課	21	庁内における「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の周知	こども政策課
21	こども・若者が意見を表明するウェブサイトの設置	こども政策課	23	放課後児童健全育成事業	教育総務課
23	放課後子ども教室事業	青少年教育課	23	子ども館運営事業	こども政策課
23	子ども食堂・子ども宅食支援事業	こども政策課	23	子ども会等地域活動の支援	青少年教育課
23	スポーツ少年団の育成	スポーツ課	23	図書館の整備	中央図書館
23	子ども館の整備	こども政策課	23	公園等の整備	河川公園課
23	公園整備に伴う多目的トイレの整備	河川公園課	23	公園施設の維持管理	河川公園課
23	体育施設の整備	スポーツ課	23	各務原市子どもの読書活動推進計画事業	中央図書館
23	ふれあい絵本デビュー事業	こども政策課	24	寺子屋事業（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業）	商工振興課・福祉政策課
24	少年自然の家子ども・家族ふれあい体験	少年自然の家	24	ライフデザインセンター子ども対象講座	いきいき楽習課
24	スポーツげんき祭（スポーツ体験教室）	スポーツ課	24	寺子屋事業（ふるさと歴史発見事業）	文化財課
24	歴史民俗資料館夏休みこども講座	歴史民俗資料館（文化財課）	24	村国座子供歌舞伎	文化財課
目標Ⅱ ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供					
25	妊婦健康診査事業	こども家庭センター	25	妊婦歯科健康診査事業	こども家庭センター
25	産後ケア事業	こども家庭センター	25	マタニティ広場事業	こども家庭センター
25	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター	26	乳幼児健康診査事業	こども家庭センター
26	2歳児歯科教室	こども家庭センター	26	幼児フッ素塗布	こども家庭センター
26	新生児聴覚検査助成事業	こども家庭センター	26	のびのび測定	こども家庭センター
26	ことばの相談	こども家庭センター	26	予防接種事業	健康づくり推進課
27	こども家庭センター「クローバー」の運営	こども家庭センター	27	妊婦の健康相談事業	こども家庭センター
27	母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業）	こども家庭センター	27	母乳育児相談	こども家庭センター
27	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）	こども家庭センター	27	赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）	こども家庭センター
27	訪問指導事業	こども家庭センター	27	母子保健推進員活動の充実	こども家庭センター
27	母子保健 DX 化推進事業	こども家庭センター	29	妊娠期・乳幼児期における食育の推進・相談支援	こども家庭センター
29	保育所・学校における食育の推進	こども政策課・学校教育課	29	小児生活習慣病予防対策事業	学校教育課
29	スポーツ少年団の育成（再掲）	スポーツ課	29	保健体育の授業と体力づくりの充実	学校教育課
29	女性のための健康相談	こども家庭センター	29	部活動地域移行事業	学校教育課
29	教育センター「すてっぷ」	教育センター	29	性と健康に関する教育や普及啓発	学校教育課
29	「SOS の出し方に関する教育」の実施	学校教育課	30	心の教室（相談体制の充実）	学校教育課
30	少年センター「ほっとステーション」の運営	青少年教育課	30	健康相談事業（こころの相談）	健康づくり推進課
30	孤立・孤独に陥る人への相談支援・アウトリーチ支援	福祉政策課	30	教育センター「すてっぷ」（再掲）	教育センター
30	社協生活相談支援センター「さぼーと」の運営	社会福祉協議会	30	市民相談運営事業	まちづくり推進課
30	ゲートキーパー養成研修事業	健康づくり推進課			
目標Ⅲ こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり					
31	通常保育事業	こども政策課	31	延長保育事業	こども政策課
31	一時預かり事業	こども政策課	31	病児・病後児保育事業	こども政策課
31	障がい児保育事業	こども政策課	31	幼稚園や保育所における安全・安心な給食の提供	こども政策課
31	適正な教育・保育の量の確保	こども政策課	31	こども誰でも通園制度	こども政策課
31	幼稚園預かり保育事業	こども政策課	31	保育士等研修の充実	こども政策課
31	保育人材確保事業（保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業等）	こども政策課	32	幼保小連携事業	学校教育課

頁	主な事業	関係課	頁	主な事業	関係課
32	保育所等の整備（公立）	こども政策課	32	施設改修費補助事業（私立）	こども政策課
32	民間企業内保育施設開設支援事業	こども政策課	33	指導計画の改善・充実	学校教育課
33	学校における教育の充実	学校教育課	33	夢づくり講師配置事業	学校教育課
33	K E T（英語指導助手）による英語教育の実施	学校教育課	33	寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」）	学校教育課
33	道徳教育の充実	学校教育課	33	コミュニティ・スクール事業	学校教育課
33	部活動地域移行事業（再掲）	学校教育課	33	放課後こども教室事業（再掲）	青少年教育課
34	特別支援教育アシスタントの配置	学校教育課	34	教育支援委員会の開催	学校教育課
34	特別支援教育センター的機能充実事業	学校教育課	34	特別支援学校交流推進事業	学校教育課
34	スクールカウンセラーの配置・連携	学校教育課	34	スクールソーシャルサポーター配置事業	学校教育課
34	教育センター「すてっぴ」（再掲）	教育センター	34	心の教室	学校教育課
34	不登校相談	教育センター	34	教育支援センターでの相談及び適応指導の実施	学校教育課
34	学びの場の保障	学校教育課	34	子ども会育成協議会交流事業	青少年教育課
34	学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実	学校教育課	34	教職員研修事業	学校教育課
34	男女共同参画研修	学校教育課	34	性暴力・性犯罪等に対する対策の強化	学校教育課
35	国際交流料理教室、英会話教室、小学生米国派遣事業	観光交流課	35	中学生海外派遣事業	青少年教育課
35	K E T（英語指導助手）による英語教育の実施（再掲）	学校教育課	35	レッツ・トライ・イングリッシュ事業	教育センター・少年自然の家
35	学校における男女平等教育や女性活躍に向けた支援	学校教育課	35	各務原市人権施策推進指針に基づく人権教育・啓発事業（再掲）	いきいき楽習課
35	性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する周知・啓発	いきいき楽習課	35	消費者知識の普及啓発事業	まちづくり推進課
35	消費生活相談	まちづくり推進課	35	消費者教育の推進	学校教育課
35	主権者教育等の推進	学校教育課	36	夢チャレンジ事業	学校教育課
36	中学校職場体験	学校教育課	36	キャリア・パスポートの活用	学校教育課
36	寺子屋事業（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業）（再掲）	商工振興課・福祉政策課	37	学内企業説明会	商工振興課
37	雇用・人材育成推進協議会	商工振興課	37	ハローワークとの連携	商工振興課
37	保護者向けセミナー開催事業	商工振興課	37	高校生・大学生向け市内企業見学バスツアー	商工振興課
37	婚活支援事業の実施	まちづくり推進課	37	結婚相談所の運営	まちづくり推進課
38	交通安全教室	まちづくり推進課	38	自転車安全教室	まちづくり推進課
38	交通事故や事故防止情報の提供	まちづくり推進課	38	交通安全普及啓発活動の推進	まちづくり推進課
38	通学路ふれあい活動事業の支援	青少年教育課	38	「子ども110番の家」の充実	学校教育課
38	交通安全施設の整備	道路課	38	犯罪・被害情報の提供	まちづくり推進課
38	地域安全活動・地域防犯活動の推進	まちづくり推進課	38	防犯灯の設置	道路課
38	犯罪被害者等支援事業	いきいき楽習課・まちづくり推進課	39	違反簡易広告物の除去	建築指導課
39	白いポストの設置（有害図書類回収）	青少年教育課	39	メディア・リテラシー教育	学校教育課
目標Ⅳ 配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実					
41	乳幼児発達支援推進協議会事業の充実	こども政策課	41	すくすく応援隊訪問事業の充実	こども政策課
41	障がい児保育事業	こども政策課	41	ことばの相談（再掲）	こども家庭センター
41	特別支援教育の充実（再掲）	学校教育課	41	医療的ケア児支援体制の整備	こども政策課・学校教育課
41	基幹相談支援センター事業	社会福祉課	41	自立支援事業	社会福祉課
41	地域生活支援事業	社会福祉課	41	障害児通所支援事業	社会福祉課
41	特別児童扶養手当の支給	社会福祉課	41	重度障がい者医療費の助成	医療保険課
41	障害児福祉手当の支給	社会福祉課	41	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課
41	障がい福祉サービス事業者との連携	社会福祉課	41	福祉の里整備事業	社会福祉課
42	ヤングケアラー相談窓口	こども家庭センター	42	ヤングケアラーに関する周知啓発、研修事業	こども家庭センター
42	ひきこもり支援対策プラットフォームの運用	福祉政策課	42	Futuro 教室の運営	学校教育課
42	外国にルーツを持つこどもが参加できるイベントの開催	観光交流課	42	広報紙や申請書等の多言語化	全庁対応
42	外国籍のこども等に対する保育所等での配慮（再掲）	こども政策課	43	家庭児童相談事業	こども家庭センター

頁	主な事業	関係課	頁	主な事業	関係課
43	要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実	こども家庭センター	43	基幹相談支援センター事業（再掲）	社会福祉課
43	虐待の早期発見と予防に向けた取り組み及び事後支援の実施	こども家庭センター	43	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	生活支援課
43	養育支援訪問事業	こども家庭センター	43	子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	こども家庭センター
44	スクールソーシャルサポーター配置事業（再掲）	学校教育課	44	寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」）（再掲）	学校教育課
44	就学援助費の支給	学校教育課	44	各務原市児童育成福祉助成金	生活支援課
44	保育料の無償化	こども政策課	44	子ども食堂・子ども宅食支援事業（再掲）	こども政策課
45	社協生活相談センター「さぼーと」の運営（再掲）	社会福祉協議会	45	生活保護受給者への就労支援	生活支援課
45	生活困窮者自立支援事業	生活支援課	45	児童扶養手当の支給	社会福祉課
45	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	こども家庭センター	45	放課後児童健全育成事業（利用料の減免）	教育総務課
45	保育料の軽減	こども政策課	45	副食費の免除	こども政策課
45	母子家庭等医療費の助成	医療保険課	45	父子家庭医療費の助成	医療保険課
45	こども家庭センター「クローバー」の運営（再掲）	こども家庭センター	45	教育センター「すてっぷ」（再掲）	教育センター
45	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）	こども家庭センター	45	赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）（再掲）	こども家庭センター
45	訪問指導事業（再掲）	こども家庭センター	45	インターネットを活用した子育て支援情報の提供	広報課
目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実					
48	こども家庭センター「クローバー」の運営（再掲）	こども家庭センター	48	教育センター「すてっぷ」（再掲）	教育センター
48	妊婦の健康相談事業（再掲）	こども家庭センター	48	母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業）（再掲）	こども家庭センター
48	すくすくホットライン（保育所等）	こども政策課	48	子ども館運営事業（再掲）	こども政策課
48	少年センター「ほっとステーション」の運営（再掲）	青少年教育課	48	子育て応援サイト「ポケット」の充実	こども政策課
48	インターネットを活用した子育て支援情報の提供（再掲）	広報課	48	子育て支援情報の提供（医療機関等への掲示）	こども政策課
48	子育てブチガイドの作成	こども政策課	48	「各務原市こども計画」の公表・周知	こども政策課
49	子育て広場事業（家庭教育学級）	青少年教育課	49	子ども館子育て講座・講演会	こども政策課
49	ライフデザインセンター親子・子育て世代対象講座	いきいき楽習課	49	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）	こども家庭センター
49	幼児教育・保育の無償化	こども政策課	49	児童手当の支給	社会福祉課
49	多子世帯の病児・病後児保育の利用料の免除	こども政策課	49	こども医療費の助成	医療保険課
50	子ども館運営事業（再掲）	こども政策課	50	幼稚園の子育て支援事業	こども政策課
50	すくすく子育て広場（保育所等）	こども政策課	50	保育所地域活動の推進	こども政策課
50	親子サロン運営支援	こども政策課	50	子育てサークル活動支援	こども政策課
50	子ども食堂・子ども宅食支援事業（再掲）	こども政策課	50	スポーツ少年団の育成（再掲）	スポーツ課
50	子ども会等地域活動の支援	青少年教育課	50	青少年の社会参加促進事業（ふれコミ隊）	青少年教育課
51	子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」	こども政策課	51	通学路ふれあい活動事業の支援（再掲）	青少年教育課
51	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課	51	子ども館子育て支援講座	こども政策課
51	ファミリー・サポート・センター事業研修会	こども政策課	51	まちづくり活動助成事業	まちづくり推進課
51	NPO法人等への支援	まちづくり推進課	53	男女が共に輝く都市づくり啓発（意識の普及）	いきいき楽習課
53	両立支援事業	いきいき楽習課	53	女性向け合同企業説明会、企業見学会	商工振興課
53	ハローワークとの連携（再掲）	商工振興課	53	放課後児童健全育成事業（再掲）	教育総務課
53	通常保育事業（再掲）	こども政策課	53	延長保育事業（再掲）	こども政策課
53	病児・病後児保育事業（再掲）	こども政策課	53	一時預かり事業（再掲）	こども政策課
53	幼稚園の預かり保育事業	こども政策課	53	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	こども政策課
54	児童扶養手当の支給（再掲）	社会福祉課	54	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付（再掲）	こども家庭センター
54	放課後児童健全育成事業（利用料の減免）（再掲）	教育総務課	54	保育料の軽減（再掲）	こども政策課
54	母子家庭等医療費の助成（再掲）	医療保険課	54	父子家庭医療費の助成（再掲）	医療保険課
54	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども家庭センター	54	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭センター
54	高等職業訓練促進給付金事業	こども家庭センター	54	母子生活支援施設の活用	こども家庭センター
54	養育費の確保の推進	こども家庭センター	54	ひとり親家庭への支援制度の情報提供	こども家庭センター
54	仲良し親子の集い	こども家庭センター			

2 相談機関一覧

相談内容	相談機関	場所	電話番号
家庭児童相談・ひとり親家庭	こども家庭センター	市役所	(058)383-7203
妊娠・出産・子育てなど			(058)383-7204
児童手当・児童扶養手当	社会福祉課		(058)383-7217
子ども館、ふれあい絵本デビュー	こども政策課	市役所 1 階	(058)383-1555
保育所などの入所に関すること			(058)383-1154
保育所等園児の発達相談		那加中央保育所	070-3101-8736
障がい児サービス	社会福祉課	市役所 1 階	(058)383-1252
乳幼児の発達・栄養・食事・身体や歯の健康・育児全般	こども家庭センター	市役所 1 階	(058)383-1116
	東保健相談センター	鵜沼市民サービスセンター	(058)379-7888
育児全般	すくすくホットライン 平日10:00～14:00	那加保育園	(058)380-1250
		那加中央保育所	070-1432-0941
		中屋保育所	070-1559-4033
		鵜沼東保育所	(058)384-1511
		鵜沼西保育所	070-1381-0166
		蘇原西保育園	(058)380-1257
		蘇原南こどもえん	(058)380-1256
		蘇原保育所	080-7399-0834
		前宮そらまちこども園	(058)386-9402
		さらき遊びの庭	(058)382-2339
		認定こども園各務保育園	(058)379-3073
		うぬまなかこども園	(058)379-3071
	子ども館	さくら子ども館	(058)383-7613
		あさひ子ども館	(058)370-0500
		うぬま子ども館	(058)379-1177
		そはら子ども館	(058)383-5285
		かわしま子ども館	(0586)89-2634
予防接種	健康づくり推進課	総合福祉会館 1 階	(058)383-7570
乳幼児発達相談	福祉の里	須衛稲田 7	(058)370-7500
年長から小中学生の子育て・発達・性格・不登校等	教育センター「すてっぴ」	中央図書館 4 階	(058)383-7290
障がい児の生活全般	基幹相談支援センター「すまいる」	市役所 1 階	(058)389-7111
特別支援教育	地域支援センター	かかみがはら支援学校	(058)-372-7321
学校・友だち・生活全般・子育て等	“ほっと”ステーション in 少年センター	産業文化センター 7 階	(058)389-3700
育児全般・生活	民生委員・児童委員、主任児童委員	各地域に居住 問合せは市役所生活支援課	(058)383-1125
生活困窮、介護、ひきこもりなど、福祉に関するあらゆる相談	各務原市社協生活相談センター「さぼーと」	各務原市社会福祉協議会	(058)383-7610
虐待・こどもの養育・非行・不登校・心身の発達・里親・養子縁組	中央子ども相談センター	岐阜市鷺山向井2563-79	(058)201-2111

3 こども基本法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されることが、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する

との認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 子ども・子育て会議

(1) 各務原市附属機関設置条例(抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の執行機関等(執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等及び副会長等)

第6条 附属機関に、会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

4 副会長等(副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委

員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（部会等）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

（守秘義務）

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

1～8 略

附 則（令和4年条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第9号）

附 則（令和4年条例第26号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条—第5条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	20人	（1）学識経験を有する者 （2）地域において子育て支援活動を行う者 （3）子育て支援関係団体及び医療関係団体の役員等 （4）学校教育関係者 （5）事業主を代表する者 （6）労働者を代表する者 （7）市民	2年

別表第2（第2条—第5条関係） 略

(2) 委員名簿

■各務原市子ども・子育て会議委員名簿(令和7年3月現在)

(敬称略)

		団体等	氏名
1	会長	中部学院大学 教育学部 子ども教育学科 教授	西垣 吉之
2	副会長	東海学院大学 人間関係学部 子ども発達学科 教授	杉山 章
3		民生委員児童委員協議会 代表	本多 雅人
4		主任児童委員 代表	水野 香織
5		赤ちゃん訪問スタッフ	竹内 育美
6		各務原市医師会 代表	小林 由季
7		岐阜県助産師会 代表	白木 京子
8		子ども会育成協議会 代表	田島 美紗
9		私立幼稚園連合会 会長	杉山 一夫
10		私立幼稚園父母の会 代表	渡辺 千尋
11		私立保育所 園長会代表	小川 伸
12		私立保育所 保護者代表	横山 実希
13		小中学校長会 代表	松原 里佳
14		(株)八幡ねじ	山田 正継
15		(株)緑水庵	藤吉 里美
16		連合岐阜岐阜地域協議会 事務局長	別宮 理恵
17		市民委員	近藤 亜矢子
18		市民委員	江口 佑美
19		市民委員	中山 絵里子
20		市民委員	座間 美奈子

■審議に携わっていただいた方々(元各務原市子ども・子育て会議委員)

(敬称略)

	団体等	氏名
	私立幼稚園父母の会 代表 (令和6年3月31日まで)	高木 直子
	私立保育所 園長会代表 (令和6年3月31日まで)	川島 俊樹
	私立保育所 保護者代表 (令和6年3月31日まで)	今枝 望
	小中学校長会 代表 (令和6年3月31日まで)	荻谷 亜由美
	市民委員 (令和6年3月31日まで)	松井 啓介
	市民委員 (令和6年3月31日まで)	木村 千津子

■事務局名簿

役職	氏名
健康福祉部 参与	田中 眞
健康福祉部 次長兼福祉政策課 課長	足立 勉
こども政策課 課長	川崎 篤
こども政策課 主幹	和波 千佳
こども政策課 主幹（幼保支援係長事務取扱）	國井 幸英
こども政策課 子育て応援係長	島元 笑子
こども政策課 施設指導係長	和田 佳子
こども政策課 子育て応援係	武田 ひかり
こども政策課 子育て応援係	後藤 紗耶加

(3) 会議開催日と審議内容

■令和5年度

日付	審議内容等
第1回 令和5年10月3日	議題1 「子どものみらい応援プラン」の進捗について 議題2 子ども・子育て支援事業策定に係るニーズ調査について 議題3 鶴沼中保育所の認定こども園への移行について
第2回 令和6年2月28日	議題1 市内教育・保育施設における今後の確保体制について 議題2 子ども・子育て支援事業策定に係るニーズ調査の結果について

■令和6年度

日付	審議内容等
第1回 令和6年6月25日	諮問 議題1 子ども・子育て会議の運営について 議題2 こども大綱及びこども計画について 議題3 令和5年度「子どものみらい応援プラン」の進捗について
第2回 令和6年7月31日	議題1 「（仮称）各務原市こども計画」策定方針（案）について 議題2 こども・若者を取り巻く現状について
第3回 令和6年9月30日	議題1 「地域型保育事業所の認可・確認について 議題2 蘇原南保育所及びうぬま第二幼稚園の認定こども園への移行について 議題3 「（仮称）各務原市こども計画」骨子（案）について 議題4 こども・若者の生活と意識に関する意識調査結果について
第4回 令和6年11月20日	議題1 「（仮称）各務原市こども計画」素案について
第5回 令和6年12月18日	議題1 「各務原市こども計画」第4章施策の展開の見直し箇所について 議題2 「各務原市こども計画」素案について（第5章、第6章）
第6回 令和7年月日	

6 諮問・答申

(1) 諮問書

6 各子応第90号
令和6年6月17日

各務原市子ども・子育て会議
会長 様

各務原市長 浅野 健司



各務原市こども計画の策定について（諮問）

本市では、令和元年度に定めた「各務原市子どものみらい応援プラン（令和2年度～令和6年度）」に沿って子育て施策を推進してきました。

現行の計画が令和6年度をもって終了することから、令和7年度からの5年間の推進に向けて、各務原市こども計画を策定する必要があります。

つきましては、各務原市こども計画の策定にあたり、本市の今後の子育て施策のあるべき姿や施策の方向性について、貴委員会の意見を求めたく、諮問いたします。

(2) 答申書

7 用語解説

あ行

ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につがっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつがるよう積極的に働きかけること。

一時預かり事業

保護者の急な病気や冠婚葬祭、育児疲れなどで子育てができないときに、こどもを一時的保育所等で預かる事業のこと。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養（チューブによる栄養剤の注入）等の医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

医療的ケア児支援体制の整備

コーディネーターの配置や協議の場を設けることにより関係機関との連携を図り、在宅生活を支えるサービスの充実を図ることや、保育所等や学校について、集団保育等が可能である医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合や学校の入学を希望する場合に、受入体制を整備するもので、具体的には、看護師の配置や、施設環境の整備、職員の知識・理解を深めるための研修の実施等になります。

インクルーシブ

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が共生していること。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの指す言葉のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。

NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

親子サロン

特に幼稚園・保育所などへ就園前の子育て親子と、子育て経験者などの市民が、地域の場所で時間を共有することにより、育児の負担感の軽減や地域のつながりづくりを促進する活動のこと。

か行

外国人市民

外国籍の市民や、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等）のこと。

核家族

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。

基幹相談支援センター「すまいる」

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関のこと。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

キャリア・パスポート

キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材のこと。

教育支援センター

不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行うことを目的に設置した施設のこと。

教育センター「すてっぷ」

小中学生や保護者、教職員、市民が安心して元気に過ごせるよう、さまざまな相談に応じたり、ニーズに応じた各種研修や講座を行う施設のこと。

KET（各務原英語指導助手）

「Kakamigahara English Teacher」の略。英語を第一言語として英語を正確かつ適切に運用できる語学力を備えている者のこと。小中学校において、英語教育をより一層推進し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を養うために担当教員の指導のもと英語教育をサポートしている。

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他さまざまな分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

合計特殊出生率

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

交通安全教室

保育所や小学校の児童、高齢者など交通弱者を対象に被害の未然防止を図るため行っている交通安全に関する教室のこと。

心の教室

心の教室相談員が、児童生徒の悩みの相談にのったり、学習や活動の支援を行ったりする児童生徒の居場所のこと。全小中学校に設置している。

子育て支援短期利用事業

護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業のこと。

子育て広場事業

親がこどもの心身の発達上の課題などを学び、親の役割や家庭のあり方を再認識するなど家庭教育に関する重要な学習機会の提供を行う事業のこと。

ことばの相談

保健師・保育士・臨床心理士がことばや行動などに心配のあるこどもの個別相談を行う。

子ども会育成協議会

子ども会は、地域を基盤とした異年齢のこどもが遊びや体験などの活動を行う中で、健やかな成長発達を促すとともに、「子どもの夢」と「生きる力」を育む活動集団のこと。各務原市子ども会育成協議会は、市内各地域における子ども会活動の一層の発展を図るため、各校区・単位子ども会相互の連絡と安全活動の促進を目的として活動している。

こども家庭センター「クローバー」

児童福祉と母子保健の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する施設のこと。

子ども館

遊びを通して子育て親子をサポートするほか、親子のつどいの場や子育てに関する情報の提供、育児相談等を実施する施設のこと。市内に5か所設置。

子ども食堂

地域のこどもを対象に無償または低額な料金での食事提供を通じた居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

子ども宅食

社会的に孤立しがちな子育て世帯などに対し、定期的に食品などを届け、支援につながりにくい世帯の見守りを行う事業のこと。

こども誰でも通園制度

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度のこと。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

さ行

産後ケア事業

出産後1年以内の母と子に対して、医療機関や助産所に宿泊や通所、または助産師が訪問して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業のこと。

ジェンダーアイデンティティ

自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、こどもの心身の健やかな成長のために支給される手当のこと。

就労支援事業

就労意欲・能力が一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、就労を支援する事業のこと。

少年センター「ほっとステーション」

青少年自身や保護者が抱えている悩みなどについて電話相談や面接相談を受け、助言を行う誰でも気軽に相談できる窓口のこと。

消費生活

人が生活を行っていく中で、商品やサービスを購入してそれを消費するという部分のこと。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

児童生徒及び保護者が抱えるさまざまな悩みなどについてカウンセリングを行う職員のこと。

スクールソーシャルサポーター

児童生徒が抱えるさまざまな問題に対応し、児童生徒が自らの力で問題解決を図れるように支援する職員のこと。

すくすく応援隊訪問事業

保育士、保健師、教員、療育の専門家で構成されたチームが保育所や幼稚園等を訪問し、ことばや社会性の発達がゆるやかな児童とその保護者への接し方について、保育士等に助言を行い、必要な療育につなげる事業のこと。

すくすく子育て広場

未就園のこどもとその親が保育所で一緒に遊んだり、保護者同士が子育てについて交流したりすること。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念のこと。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取り組みを指す。

寺子屋事業

こどもの将来の夢や郷土愛を育むため、市内のさまざまな分野で活躍する人材や企業、誇るべき施設や歴史遺産などの地域資源等を活用してこどもを育成する体験型の事業のこと。学校教育課、商工振興課、福祉政策課、文化財課等、多くの課が実施している。

特別支援学校交流推進事業

かかみがはら支援学校に小学部、中学部が設置されたことに伴い、かかみがはら支援学校と市内小・中学校が合同で学校行事を行うほか、情報通信ネットワーク等を活用してコミュニケーションを深めることで、障がいのあるなしに関わらず、お互いを理解し尊重しあうことの大切さを学ぶ機会を提供する事業のこと。

特別支援教育センター的機能充実事業

かかみがはら支援学校内に設置した地域支援センターにおいて、保護者が気軽に進路等の情報が得られる閲覧コーナーを開設するほか、特別支援教育コーディネーターや専門知識を有する相談員を配置し、教職員や保護者等が相談できる場を提供することで、特別支援教育のセンター的機能を充実させる事業のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な行

妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援（妊婦のための支援給付）を効果的に組み合わせて実施する事業のこと。

のびのび測定

こどもの成長を親自身が確認できるよう、自由に身体測定ができる機会の提供や健康相談を行う事業のこと。

は行

病児・病後児保育事業

病氣中や病氣回復期にある児童を対象に、東海中央病院内の病児・病後児保育室において預かり保育を行う事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業

育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動を行う事業のこと。

フィルタリング

青少年を違法・有害情報との不用意な接触から守り、安心・安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。こどもが安全にインターネットを使い、保護者が安心して見守るための機能のこと。

副食費

幼稚園・保育園の給食費のうち、主食ではない各種のおかず・野菜や果物・デザート（おやつ）などの副食部分にかかる費用のこと。

ふれあい絵本デビュー事業

4 か月児健康診査の待ち時間に、絵本と子育て応援情報を手渡し、絵本を通じて親子のふれあいが深まるよう、ボランティアによる読み聞かせも実施する事業のこと。

部活動地域移行事業

休日の学校部活動を、既存の団体を活用し「ジュニアクラブ」として地域に移行をする事業のこと。主に、保護者会が主体となるもの、種目団体が実施主体となるものの2つの形態がある。

ふれコミ隊

「ふれコミ」は「ふれあいコミュニティ」の略。主に中学生が清掃活動や地域のイベントの運営などを通して、仲間や地域の人たちと一緒に活動し、人と人とのふれあいを深めていくことを目的に、平成元年に発足。

ペアレンタルコントロール

こどもの安全のために保護者がネット利用環境を整えること。

放課後子ども教室

小学校の放課後を活用し、地域の方々の協力を得て、心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育てることを目的として、小学校区ごとにさまざまな遊びや軽スポーツ・文化活動を行う教室のこと。

放課後児童健全育成事業

放課後に帰宅しても保護者が就業等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の見守りだけではなく、支援員の活動支援のもと、基本的な生活習慣や児童同士の交わりを通じた社会性の習得など、児童の健全育成を図る事業のこと。

母子健康包括支援センター

妊娠期からこども、子育て家庭に関する相談窓口のこと。令和6年4月から「こども家庭センター」に切り替わっている。

母子保健推進員

市民に母子保健施策を広め、保護者等の身近な相談相手として活動したり、乳幼児健康診査未受診者の受診勧奨を行ったりする人のこと。

ま行

マタニティ広場事業

妊娠・出産・育児について情報提供を行い、安心して妊娠中を過ごせるよう不安や悩みについて相談・助言を行う事業のこと。また、妊婦同士が交流できる場を提供し、仲間づくりの機会となる。

まちづくり活動助成事業

市民や地域の担い手が、自由な発想で主体的・積極的にまちづくり活動を行えるよう、団体が実施する事業に助成を行う事業のこと。

まちづくりミーティング

市民と市長が、まちづくりについて意見交換を行う懇談会のこと。自治会や小さなこどもを持つ親、さまざまな活動や仕事に携わる団体などを広く対象とし、市内各地で開催。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談や支援を行う。

メディア・リテラシー

放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

夢チャレンジ事業

「児童生徒一人ひとりが、自分の良さや可能性を見つけ、夢に向かって前向きな見通しをもつこと」をねらいとして夏休みに行う児童生徒対象の市の講座のこと。

夢づくり講師

児童生徒の学力向上と身の自立及び社会参加を支援することを目的とした、市が任用している講師のこと。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のこと。

要保護児童

「児童福祉法」で定められている言葉で、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

幼稚園預かり保育事業

教育時間（標準の預かり時間）前後に園児を幼稚園内で預かる事業のこと。

わ行

ワークショップ

もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。